

烏桓史研究序説

吉 本 道 雅

序言

『後漢書』烏桓鮮卑列伝は、現存正史最古の東胡系諸民族に関するまとまった記述だが、その成書は、王沈『魏書』(『三國志』烏丸鮮卑東夷裴松之注)ついで陳寿『三國志』烏丸鮮卑東夷伝に降り、これらの枠組みを基本的に踏襲している。⁽¹⁾ もっとも、『後漢書』には、これらの記述を改めたり、独自の材料を補ったりする部分が少なからずあり、管見によれば、これらは、おおむね三世紀中葉以前の烏桓・鮮卑の実態を解明する上で、貴重な手がかりとなる。

この時期の烏桓・鮮卑については、白鳥庫吉一九一〇～一三・内田吟風一九四三～一九七五・馬長寿一九六二・林幹一九八九・船木勝馬一九八九などの包括的な研究があるが、近年、鮮卑については、考古学的研究が飛躍的に進展している。⁽²⁾ 問題となるのは、北アジア史ないし考古学的立場からなされてきた従来の研究において、『後漢書』をはじめとする文献的記述に対する認識がなお不十分なことである。

本稿は、まずは烏桓⁽⁴⁾に関する記述を対象に、その再検討を試みるものである。この作業の結果、烏桓に関する通説的理解

のいくつかの部分が修正を余儀なくされるであろう。

第一章 後漢初年以前

1 『史記』『漢書』の烏桓

『後漢書』と『魏書』『三国志』の比較検討に先立ち、後述の如く、これらが取材している『史記』『漢書』における烏桓に関する記述を年代順に整理しておく。

まず、『史記』貨殖列伝

夫燕亦勃・碣之間一都会也、南通齊・趙、東北辺胡、上谷至遼東、地踔遠、人民希、数被寇、大与趙・代俗相類、而民雕悍少慮、有魚塩棗栗之饒、北隣烏桓・夫餘、東縮穢貉・朝鮮・真番之利、

は烏桓に関する最古の記述である。『史記』の一応の成書年代である太初元年（前一〇四）時点の状況として扱おう。

ついで『漢書』地理志

上谷至遼東、地広民希、数被胡寇、俗与趙・代相類、有魚塩棗栗之饒、北隙烏丸・夫餘、東賈真番之利、
は『史記』貨殖列伝の引用だが、ついで、昭帝紀には、

冬、遼東烏桓反、以中郎将范明友為度遼將軍、將北辺七郡二千騎擊之、（元鳳三年・前七八）

夏四月、詔曰、度遼將軍明友前以羌騎校尉將羌王侯君長以下擊益州反虜、後復率擊武都反氏、今破烏桓、斬虜獲生、有功、其封明友為平陵侯、（元鳳四年・前七七）

烏桓復犯塞、遣度遼將軍范明友擊之、(元鳳六年・前七五)

が見え、

平陵侯范明友 以校尉擊反氏、後以將軍擊烏桓、獲王、虜首六千二百、侯、与大將軍光定策、益封、凡二千九百二十戸、(元鳳)四年(前七七) 七月乙巳封、十一年、地節四年、坐謀反誅、武当(景武昭宣元成功臣表)

(元鳳)五年(前七六) 四月、燭星見奎・婁間、占曰、有土功、胡人死、辺城和、其六年(前七五) ……二月、度遼將軍范明友擊烏桓還、(天文志)⁽⁵⁾

初、安世長子千秋与霍光子禹俱為中郎將、將兵随度遼將軍范明友擊烏桓、(張安世伝)

其明年(元鳳三年・前七八)、…漢復得匈奴降者、言烏桓嘗發先单于冢、匈奴怨之、方發二万騎擊烏桓、大將軍霍光欲發兵(要)(邀)擊之、以問護軍都尉趙充国、充国以為、烏桓間數犯塞、今匈奴擊之、於漢便、又匈奴希寇盜、北辺幸無事、蛮夷自相攻擊、而發兵要之、招寇生事、非計也、光更問中郎將范明友、明友言可擊、於是拜明友為度遼將軍、將二万騎出遼東、匈奴聞漢兵至、引去、初、光誠明友、兵不空出、即後匈奴、遂擊烏桓、烏桓時新中匈奴兵、明友既後匈奴、因乘烏桓敝、擊之、斬首六千餘級、獲三王首、還、封為平陵侯、(匈奴伝)

は同じ事件に関わる。ついで、

(本始三年・前七一) 其冬、单于自將万騎擊烏孫、頗得老弱、欲還、会天大雨雪、一日深丈餘、人民畜産凍死、還者不能什一、於是丁令乘弱攻其北、烏桓入其東、烏孫擊其西、凡三国所殺数万級、馬数万匹、牛羊甚衆、又重以餓死、人民死者什三、畜産什五、匈奴大虚弱、諸国羈属者皆瓦解、攻盜不能理、其後漢出三千餘騎、為三道、並入匈奴、捕虜得数千人還、匈奴終不敢取当、茲欲鄉和親、而辺境少事矣、(匈奴伝)

元康三年(前六三)、先零遂与諸羌種豪二百餘人解仇交質盟詛、上聞之、以問充国、对曰、…問者匈奴困於西方、聞

烏桓來保塞、恐兵復從東方起、數使使尉黎・危須諸國、設以子女貂裘、欲沮解之、（趙充國伝）

是歲、神爵元年（前六一）春也、…充國奏曰、…且匈奴不可不備、烏桓不可不憂、…（趙充國伝）

其明年（神爵四年・前五八）、烏桓擊匈奴東邊姑夕王、頗得人民、单于怒、（匈奴伝）

が宣帝期に当たり、最後に匈奴伝

（元始五年・後五）乃造設四条、中国人亡入匈奴者、烏孫亡降匈奴者、西域諸國佩中国印綬降匈奴者、烏桓降匈奴者、皆不得受、…漢既班四条、後護烏桓使者告烏桓民、毋得復与匈奴皮布稅、匈奴以故事遣使者責烏桓稅、匈奴人民婦女欲賈販者皆隨往焉、烏桓距曰、奉天子詔条、（之）〔不〕当予匈奴稅、匈奴使怒、收烏桓酋豪、縛到懸之、酋豪昆弟怒、共（入）〔殺〕匈奴使其官屬、收略婦女馬牛、单于聞之、遣使發左賢王兵入烏桓責殺使者、因攻擊之、烏桓分散、或走上山、或東保塞、匈奴頗殺人民、毆婦女弱小且千人去、置左地、告烏桓曰、持馬畜皮布來贖之、烏桓見略者親屬二千餘人持財畜往贖、匈奴受、留不遣、

（始建元元年・後九）將率還到左犁汗王威所居地、見烏桓民多、以問威、威具言状、將率曰、前封四条、不得受烏桓降者、亟還之、威曰、請密与单于相聞、得語、歸之、单于使威報曰、当從塞内還之邪、從塞外還之邪、將率不敢顯決、以聞、詔報、從塞外還之、单于始用夏侯藩求地有距漢語、後以求稅烏桓不得、因寇略其人民、豐由是生、重以印文改易、故怨恨、乃遣右大且渠蒲呼盧訾等十餘人將兵衆万騎、以護送烏桓為名、勒兵朔方塞下、朔方太守以聞、

（天鳳元年・一四）使者問单于、輒曰、烏桓与匈奴無狀黠民共為寇入塞、譬如中国有盜賊耳、咸初立持國、威信尚淺、尽力禁止、不敢有二心、

は王莽期に当たる。^⑦

2 『魏書』『後漢書』の比較—後漢初年以前—

王沈『魏書』	『後漢書』
<p>魏書曰、烏丸者、東胡也、漢初、匈奴冒頓滅其国、餘類保烏丸山、因以為号焉、俗善騎射、隨水草放牧、居無常處、以穹廬為宅、皆東向日、(A) 弋獵禽獸、食肉飲酪、以毛毳為衣、貴少賤老、其性悍驚、怒則殺父兄、而終不害其母、以母有族類、父兄以己為種、無復報者故也、常推募勇健能理決鬪訟相侵犯者為大人、邑落各有小帥、不世繼也、數百千落自為一部、大人有所招呼、刻木為信、邑落伝行、無文字、而部衆莫敢違犯、氏姓無常、以大人健者名字為姓、大人已下、各自畜牧治産、不相徭役、其嫁娶皆先私通、略將女去、或半歲百日、然後遣媒人送馬牛羊以為聘娶之礼、婿隨妻婦、見妻家無尊卑、旦起皆拜、而不自拜其父母、為妻家僕役二年、妻家乃厚遣送女、居處財物、一出妻家、故其俗從婦人計、至戰鬪時、乃自決之、父子男女、相對踞踞、悉髡頭以為輕便、婦人至嫁時乃養髮、分為髻、著句決、飾以金碧、猶中国有冠步搖也、</p>	<p>烏桓者、本東胡也、漢初、匈奴冒頓滅其国、餘類保烏桓山、因以為号焉、俗善騎射、(a) 弋獵禽獸為事、隨水草放牧、居無常處、以穹廬為舍、東開向日、食肉飲酪、以毛毳為衣、貴少而賤老、其性悍塞、怒則殺父兄、而終不害其母、以母有族類、父兄無相仇報故也、有勇健能理決鬪訟者、推為大人、無世業相繼、邑落各有小帥、數百千落自為一部、大人有所招呼、則刻木為信、雖無文字、而部衆不敢違犯、氏姓無常、以大人健者名字為姓、大人以下、各自畜牧營産、不相徭役、其嫁娶則先略女通情、或半歲百日、然後送牛馬羊畜、以為娉幣、婿隨妻還家、妻家無尊卑、旦拜之、而不拜其父母、為妻家僕役、一二年間、妻家乃厚遣送女、居處財物一皆為辦、其俗 (b) 妻後母、報寡嫂、死則歸其故夫、計謀從用婦人、唯鬪戰之事乃自決之、父子男女相對踞踞、以髡頭為輕便。婦人至嫁時乃養髮、分為髻、著句決、飾以金碧、猶中国有鬪步搖、</p>

(B) 父兄死、妻後母執嫂、若無執嫂者、則己子以親之次妻伯叔焉、死則婦其故夫、

(C) 俗識鳥獸孕乳、時以四節、耕種常用布穀鳴為候、

(D) 地宜青稛・東牆、東牆似蓬草、實如葵子、至十月熟、

能作白酒、而不知作麴蘖、米常仰中國、

大人能作弓矢鞍勒、鍛金鉄為兵器、

(E) 能刺韋作文繡、織縷氊褐、

有病、知以艾灸、或燒石自熨、燒地臥上、或隨痛病處、以刀

決脈出血、及祝天地山川之神、無鍼藥、

貴兵死、斂屍有棺、始死則哭、葬則歌舞相送、肥養犬、以采

繩嬰牽、并取亡者所乘馬、衣物、生時服飾、皆燒以送之、特

屬累犬、使護死者神靈歸赤山、赤山在遼東西北數千里、

如中國人以死之魂神歸泰山也、

(e) 婦人能刺韋作文繡、織氈毼、男子能作弓矢鞍勒、鍛金鉄為兵器、

(d) 其土地宜稛及東牆、東牆似蓬草、實如稛子、至十月而熟、

(c) 見鳥獸孕乳、以別四節、

俗貴兵死、斂屍以棺、有哭泣之哀、至葬則歌舞相送、肥養一犬、以彩繩纓牽、并取死者所乘馬衣物、皆燒而送之、言以屬累犬、使護死者神靈歸赤山、赤山在遼東西北數千里、

如中國人死者魂神歸岱山也、

<p>至葬日、夜聚親旧員坐、牽犬馬歷位、或歌哭者、擲肉与之、使二人口頌咒文、使死者魂神徑至、歷險阻、勿令橫鬼遮護、達其赤山、然後殺犬馬衣物燒之、敬鬼神、祠天地日月星辰山川、及先大人有健名者、亦同祠以牛羊、祠畢皆燒之、飲食必先祭、其約法、違大人言死、盜不止死、其相殘殺、令部落自相報、相報不止、詣大人平之、有罪者出其牛羊以贖死命、乃止、自殺其父兄無罪、其亡叛為大人所捕者、諸邑落不肯受、皆逐使至雍狂地、地無山、有沙漠・流水・草木、多蝮蛇、在丁令之西南、烏孫之東北、以窮困之、</p>	<p>敬鬼神、祠天地日月星辰山川及先大人有健名者、祠用牛羊、畢皆燒之、其約法、違大人言者、罪至死、若相賊殺者、令部落自相報、若相賊殺者、令部落自相報、相報不止、詣大人告之、聽出馬牛羊以贖死、其自殺父兄則無罪、聽出馬牛羊以贖死、其自殺父兄則無罪、若亡畔為大人所捕者、邑落不得受之、皆徙逐於雍狂之地、沙漠之中、其土多蝮蛇、在丁令西南、烏孫東北焉、</p>
--	---

烏桓の起原、ついで習俗に関する記述である。『後漢書』は、傍線部のように、『魏書』の記述の順序を一部改めているが、独自の記述を基本的にもたず、加えて「有病」および「至葬日」以下の部分を省略している。「不世継也」を「無世業相継」に改めているが、『魏書』が「大人」「小帥」の地位の非世襲を意味するのに対し、『後漢書』は財産の非世襲の意味に改めている。

(1) 自其先為匈奴所破之後、人衆孤弱、為匈奴臣服、常歲輸牛馬羊、過時不具、輒虜其妻子、

(1) 烏桓自為冒頓所破、衆遂孤弱、常臣伏匈奴、歲輸牛馬羊皮、過時不具、輒沒其妻子、

(2) 及武帝遣驃騎將軍霍去病擊破匈奴左地、因徙烏桓於上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東五郡塞外、為漢偵察匈奴動靜、其大人歲一朝見、於是始置護烏桓校尉、秩二千石、擁節監領之、使不得與匈奴交通、

(3) 至匈奴(壹)〔壹〕衍鞬单于時、烏丸軫彊、發掘匈奴单于冢、將以報冒頓所破之恥、(壹)〔壹〕衍鞬单于大怒、發二万騎以擊烏丸、大將軍霍光聞之、遣度遼將軍范明友將(三)〔一?〕万騎出遼東追擊匈奴、比明友兵至、匈奴已引去、烏丸新被匈奴兵、乘其衰弊、遂進擊烏丸、斬首六千餘級、獲三王首還、

(3) 昭帝時、烏桓漸強、乃發匈奴单于冢墓、以報冒頓之怨、匈奴大怒、乃東擊破烏桓、大將軍霍光聞之、因遣度遼將軍范明友將二万騎出遼東邀匈奴、而虜已引去、明友乘烏桓新敗、遂進擊之、斬首六千餘級、獲其三王首而還、

(4) 後數復犯塞、明友輒破之、

(4) 由是烏桓復寇幽州、明友輒破之、

(5) 宣帝時、乃稍保塞降附、

(6) 至王莽末、

(6) 及王莽篡位、欲擊匈奴、興十二部軍、使東域將嚴尤領

烏桓、丁令兵屯代郡、皆質其妻子於郡縣、烏桓不便水土、懼久屯不休、數求謁去、莽不肯遣、遂自亡畔、還為抄盜、而諸郡盡殺其質、由是結怨於莽、匈奴因誘其豪帥以為吏、餘者皆羈縻屬之、

並与匈奴為寇、光武定天下、

(8) 遣伏波將軍馬援將三千騎、從五原闕出塞征之、無利、而殺馬千餘匹、

(9) 烏丸遂盛、鈔擊匈奴、匈奴轉徙千里、漠南地空、

(7) 光武初、烏桓与匈奴連兵為寇、代郡以東尤被其害、居止近塞、朝發穹廬、暮至城郭、五郡民庶、家受其辜、至於郡縣損壞、百姓流亡、其在上谷塞外白山者、最為強富、

(8) 建武二十一年、遣伏波將軍馬援將三千騎出五阮闕【注】闕在代郡】掩擊之、烏桓逆知、悉相率逃走、追斬百級而還、烏桓復尾擊援後、援遂晨夜奔歸、比入塞、馬死者千餘匹、(9) 二十二年、匈奴国乱、烏桓乘弱擊破之、匈奴轉徙數千里、漠南地空、

以下は年代順の記述になっている。まずは前漢から後漢光武初年にかけての記述である。『魏書』であるにも関わらず、前漢に遡る記述になっているのは、『漢書』匈奴伝が上古に遡ることに倣ったものであろう。

『魏書』について注目されるのは、(3)「至匈奴(壹)〔壺〕衍鞬单于時」の一句である。『後漢書』が(3)「昭帝時」に改めるのは、前後の(2)「及武帝」・(5)「宣帝時」・(6)「及王莽篡位」・(7)「光武初」との一貫を図ったものである。『魏書』の「至匈奴(壹)〔壺〕衍鞬单于時」は、(3)が、『漢書』匈奴列伝

及单于死、衛律等与顛渠闕氏謀、匿单于死、詐擒单于令、与貴人飲盟、更立子左谷蠡王為壺衍鞬单于、是歲、始元二年(前八五)也。…其明年(元鳳三年・前七八)、…漢復得匈奴降者、言烏桓嘗發先单于冢、匈奴怨之、方發二万騎擊烏桓、大將軍霍光欲發兵(要)〔邀〕擊之、以問護軍都尉趙充国、充国以為烏桓間数犯塞、…光更問中郎將范明友、明友言可擊、

於是拜明友為度遼將軍、將二万騎出遼東、匈奴聞漢兵至、引去、…烏桓時新中匈奴兵、明友既後匈奴、因乘烏桓敝、擊之、斬首六千餘級、獲三王首、還、封為平陵侯、

を引用したためであり、表現の重複（太字）はそのことを傍証する。『魏書』の（6）「至王莽末、並与匈奴為寇」も、前節に引いた匈奴伝／天鳳元年「烏桓与匈奴無狀黠民共為寇入塞」と表現が重複し、同じく匈奴伝を引用したものとなる。これを考慮すれば、（1）「自其先為匈奴所破之後、人衆孤弱、為匈奴臣服、常歲輸牛馬羊、過時不具、輒虜其妻子」も、表現がかなり異なっているが、前節に引いた匈奴伝／元始五年を踏まえたものと見てよからう。要するに、前漢の烏桓に関する『魏書』の記述はもっぱら『漢書』匈奴伝に由来するものとなる。

一方、『後漢書』（3）は、『漢書』に由来する表現をかなり削除しており、『漢書』に直接取材することなく、もっぱら『魏書』に依存していることがわかるが、その一方で、『後漢書』は、『魏書』に見えない記述をかなり補っている。

第一に、（2）である。ここで注目されるのは、「於是始置護烏桓校尉、秩二千石、擁節監領之」であり、応劭『漢官儀』（『太平御覽』卷二百四十二／職官部四十）

護烏桓校尉、孝武帝時、烏桓屬漢、始於幽州置之、擁節、監領、秩比二千石、

に表現が甚だしく重なる。武帝期における烏桓との交渉開始は、杜篤が建武十八年に上奏した『論都賦』に、武帝の事跡として、「東擁烏桓、蹂躪濊貊」（『後漢書』杜篤伝）とあり、後漢初年にそうした認識が存在したことを確認できるが、（2）については、表現の重複からいって、独自の材料を想定するよりも、『漢官儀』の記述を根拠に先行する材料を編集したものと考えるべきであろう。⁽⁸⁾ 烏桓が漢の羈縻下に入るには、匈奴のこの方面における後退を要する。そこで、元狩四年（前一一九）における霍去病の匈奴左地擊破が置かれる。⁽⁹⁾ ついで、前節に引いた『史記』貨殖列伝「上谷至遼東、…北隣烏桓・夫餘」を根拠に、烏桓が上谷／遼東五郡の塞外に遷徙したとしたのであろう。

第二に、『魏書』(4)「後數復犯塞、明友軛征破之」を『後漢書』(4)は「由是烏桓復寇幽州、明友軛破之」と作る。「幽州」を明示するのは、やはり『漢官儀』の「始於幽州置之」に基づくものである。一体、『魏書』(1)～(6)は、烏桓の所在につき記すところが無い。これに対し、『後漢書』は、(2)において「上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東」をことさら具体的に並べているように、所在を明示することに務めている。

第三に、(5)「宣帝時、乃稍保塞降附」は、前節に引いた『漢書』趙充国伝「烏桓来保塞」に基づくものと思われる。

第四に、(6)「欲擊匈奴」以下および(7)「代郡以東」以下は『後漢書』独自の記述である。(7)「烏桓与匈奴連兵為寇」は、鮮卑伝の方にも、

光武初、匈奴強盛、率鮮卑与烏桓寇抄北辺、殺略吏人、無有寧歳、

とあるが、その表現は、

是時、盧芳与匈奴・烏桓連兵、寇盜尤数、縁辺愁苦、詔霸將弛刑徒六千餘人、与杜茂治飛狐道、堆石布土、築起亭障、自代至平城三百餘里、(王霸伝)

に似る。

なお、(7)の時期に関わる記述として、まず

時更始徵代郡太守趙永、而況勸永不应召、令詣于光武、光武遣永復郡、永北還、而代令張曄挾城反畔、乃招迎匈奴・烏桓以為援助、∴光武還薊、復遣弇与呉漢・景丹・蓋延・朱祐・邳彤・耿純・劉植・岑彭・祭遵・堅鐔・王霸・陳俊・馬武十三將軍、追賊至潞東、及平谷、再戰、斬首万三千餘級、遂窮追於右北平無終・土垠之間、至(浚)(俊)靡而還、賊散入遼西・遼東、或為烏桓・貊人所鈔擊、略尽、∴(耿弇伝)

は、更始年間における烏桓の動向を伝える。

『後漢書』(8)(9)は年次を補う。(8)は、

(建武二十一年・四五)冬十月、遣伏波將軍馬援出塞擊烏桓、不克、(光武帝紀)

(建武)二十年、…還月餘、会匈奴・烏桓寇扶風、^⑩援以三輔侵擾、園陵危逼、因請行、許之、自九月至京師、十二月復

出屯襄国、詔百官祖道、…明年秋、援乃將三千騎出高柳、行鴈門・代郡・上谷障塞、烏桓候者見漢軍至、虜遂散去、援無所得而還、(馬援伝)

にも見えるが、『後漢書』(8)で補われたような具体的な戦闘の経過は見えず、馬援の實質的な敗戦にも触れない。^⑪

(9)については、

(建武二十二年・四六)是歲、…匈奴薁鞬日逐王比遣使詣漁陽請和親、使中郎將李茂報命、烏桓擊破匈奴、匈奴北徙、

幕南地空、詔罷諸邊郡亭候吏卒、(光武帝紀)

の傍線部とともに表現が重なり、『魏書』に拠ったものと思われるが、南匈奴列伝には、

(建武)二十二年(四六)、单于輿死、子左賢王烏達鞬侯立為单于、復死、弟左賢王蒲奴立為单于、比不得立、既懷憤恨、

而匈奴中連年旱蝗、赤地數千里、草木尽枯、人畜飢疫、死耗太半、单于畏漢乘其敝、乃遣使詣漁陽求和親、於是遣中郎

將李茂報命、而比密遣漢人郭衡奉匈奴地圖、

と、確かにこの年次における匈奴の混乱を記すものの、「烏桓擊破匈奴、匈奴北徙、幕南地空」といった事態は見えない。

二十四年(四八)に日逐王比が呼韓邪单于として即位して匈奴が南北に分裂し、二十五年(四九)、南匈奴の攻撃で北匈奴

は「卻地千里」を余儀なくされるが、二十六年(五〇)、北匈奴の反撃で南匈奴は長城以南に遷徙する。「匈奴北徙」は

二十五年、「幕南地空」は二十六年の事態となるはずである。

後述の如く、匈奴は、前一世紀後半には烏桓支配を再編し、王莽期から後漢初年にかけて烏桓は匈奴のもとで漢に侵攻す

るようになった。ここで留意すべきは、日逐王比に関する、「部領南辺及烏桓」という南匈奴列伝の記述である。『魏書』における烏桓の匈奴攻撃とは、二十二年に始まる匈奴の混乱において、烏桓が南匈奴のもとで北匈奴を攻撃した、あるいは南匈奴の支配より離反したことを指すものであろう。そもそも『魏書』の「匈奴転徙千里、漠南地空」なる表現は、『漢書』匈奴列伝（元狩四年・前一一九）是後匈奴遠遁、而幕南無王庭」を踏まえた文飾と思われ、額面どおりに受け取ることができない。『後漢書』が二十二年に繋げるのは、この事件の契機となった匈奴の混乱がこの年次に始まったからに過ぎない。また光武帝紀が「詔罷諸辺郡亭候吏卒」を二十二年に繋げることも、南匈奴列伝の二十六年に、

北单于惶恐、頗還所略漢人、以示善意、鈔兵每到南部下、還過亭候、輒謝曰、自擊亡虜莫韃日逐耳、非敢犯漢人也、と、「亭候」が見えることに矛盾し、同様に匈奴の混乱開始の年次に便宜的に繋げたものに過ぎないと解するべきであろう。

3 後漢初年以前の烏桓

ここまでの記述に基づき、若干の知見を補いつつ、後漢初年以前の烏桓の推移を整理しておこう。まず、『後漢書』には、
 ①冒頓单于が東胡を壊滅したのち、その残存勢力の一部が烏桓山に拠って烏桓を称した。

②漢は匈奴左地を撃破し、烏桓を上谷・遼東五郡の塞外に遷徙させ、護烏桓校尉を設置して烏桓を羈縻支配下に置いた。とある。

上文に述べたように、②に相当する部分は『魏書』にはなく、『後漢書』において編集された部分である。『後漢書』が根拠としたのは、武帝期に護烏桓校尉が設置されたとする『漢官儀』の記述および、同じく武帝期に上谷以東の塞外に烏桓があったとする『史記』貨殖列伝の記述である。そこで『後漢書』は、この時期における烏桓山から上谷以東、すなわち燕北

五郡の塞外への烏桓の遷徙を想定し、その契機として霍去病の匈奴左地撃破を置いたのである。

しかしながら、ここで留意すべきは、匈奴が高祖十二年（前一九五）に燕王盧綰を東胡王に封じ、この東胡王国が、景帝中四年（前一四四）に盧綰の孫、他之が漢に帰参するまで継続していたという事実である。その領域については、『史記』匈奴列伝に、「後燕王盧綰反、率其党数千降匈奴、往来苦上谷以东」と見える。すなわち、漢の匈奴左地撃破に先立ち、上谷以东の塞外にはすでに匈奴東胡王の支配下に東胡遺民が居住していたのである。この東胡遺民がたとえば東胡王国解消ののちに他所に移動し、匈奴左地撃破ののちに別の東胡遺民たる烏桓がこの地に移住したといった推移を想定することは煩雑の誹りを免れない。『史記集解』韓信盧綰列伝「如淳曰、為東胡王来降也。漢紀東胡、烏丸也」は妥当な見解というべきである。⁽¹²⁾東胡王国の治下にあつた東胡遺民が、匈奴左地撃破を契機に漢との直接的通交を開始し、烏桓の自称を伝えたと考えらるべきであろう。

『後漢書』は漢が烏桓を遷徙させたものとする。建武二十五年の烏桓渠帥八十一人の内徙や、建安十二年（二〇七）の三郡烏丸⁽¹³⁾の内徙と同様の事態を想定するものだが、そもそも漢がその恒常的支配の及ばない塞外において住民の移動を主導的に行い得たとは考えがたい。『後漢書』の烏桓遷徙に関わる記述は『史記』の匈奴東胡王の存在を看過したことによる臆説といわざるを得ない。

これに関連して問題となるのが、烏桓山である。烏桓山の位置については『魏書』には明文がないが、匈奴の東胡征服に際し、その遺民たる烏桓が拠つた山岳なのであるから、大興安嶺周辺にまずは限定できよう。さらに冒頓の東胡征服のちほどなく、烏桓山に拠つた烏桓は匈奴東胡王の支配下に入っている。遠方にあつた烏桓を匈奴が遷徙させるといった事態は類例を見ないのであり、従つて、烏桓山は燕北五郡から遠からぬ地に求めるべきであろう。

一体、前漢宣帝期に漢・匈奴と交戦した烏桓は「遼東烏桓」と称せられている。郡名を冠することの意味については下文

で詳述するが、要は漢との通交において遼東郡を窓口としたことを意味する。つまり、初期の烏桓は遼東郡との通交に便宜のある地にあつたはずである。そう考えた上で、烏桓山の有力な候補地となりうるもの一つに、『遼史』地理志

烏州、静安軍、刺史、本烏丸之地、東胡之種也、遼北大王撥刺占為牧、建城、後官收、隸興聖宮、有遼河・夜河・烏丸川・烏丸山、

の烏州烏丸山があり、張穆『蒙古游牧記』卷三／阿魯科爾沁部「旗西北：百四十里有烏遼山、即烏丸山」の烏丸山に比定されている。¹⁴ 大興安嶺南麓のその位置は、烏桓そのものの推移を考慮した場合、最も妥当な比定であると考える。

ここで確認しておかねばならないのは、赤山についてである。丁謙『後漢書烏桓鮮卑地理攷證』は、烏桓の語源をモンゴル語の烏蘭 (ulan、「紅」)、したがって烏桓山＝赤山とし、烏桓の死者の神霊が帰するところとするその属性も原郷たるにふさわしいとする。『魏書』には赤山＝烏桓山とする明文はないが、有効な説にはちがいない。問題は、「遼東西北數千里」とするその地望であり、額面どおりに受け取れば、おそらくは大興安嶺北麓やさらに外蒙古東部といった遠隔地にこれを求めねばならない。¹⁵ しかしながら、この「數千里」は烏桓人の証言を漢人が過大に推算したものと思われる。その傍証となるのが、「雍狂地」に関する記述である。こちらは重罪人を追放する地として実在したはずだが、「在丁令之西南、烏孫之東北」というその地望は烏桓の勢力圏より遙かに遠く、推算が過大であることを明示するものである。このように考えると、赤山は、下文の「漁陽赤山烏桓」に見える赤山に一致するものと見て何ら問題ないと思われる。一般には、今日の赤峰をこの赤山に比定するが、それが阿魯科爾沁旗の烏桓山であっても何ら問題はない。

ここで一言しておくべきは、烏桓山を大興安嶺北麓に比定する説である。¹⁶ その根拠とされるのが、唐代のこの方面における「烏丸」の存在である。唐代の「烏丸」は、『通典』边防十六／北狄七／烏洛侯「東与靺鞨、西与突厥、南与契丹、北与烏丸為隣、風俗与靺鞨同」に初見し、『旧唐書』室韋伝

烏羅護之東北二百餘里、那河之北有古烏丸之遺人、今亦自称烏丸国、武徳・貞観中、亦遣使來朝貢。…烏丸東南三百里、又有東室韋部落、在猫越河之北、

ではより具体的な記述が加わっている。さらに、『遼史』太祖紀／二年（九〇八）

夏五月癸酉、詔撒刺討烏丸・黒車子室韋、

では、黒車子室韋と同じ方面に「烏丸」があったことがうかがわれる。この「烏丸」は、唐代には烏洛侯（烏羅護）の東北にあつたが、『後魏書』には、同じく烏洛侯の西北に、拓跋鮮卑の「先帝旧墟」たる石室があり、太平真君四年（四四三）に太武帝が李敞を派して祝文を奉つたと見え、一九八〇年、鄂倫春自治旗嘎仙洞において祝文石刻が発見され、拓跋の本拠であつた大鮮卑山をこのあたりに比定する説が優勢となつた。¹⁷ 王沈『魏書』に、鮮卑山に拠つた鮮卑が烏桓と隣接してゐたとあることと相まつて、同じく大興安嶺北麓に烏桓山を比定する説を補強するものである。¹⁸

しかしながら、唐代の「烏丸」を「古烏丸之遺人」とする『旧唐書』の記述は疑問である。「古烏丸」すなわち前漢に初見する烏桓が最後に見えるのは、『後魏書』太祖紀／天興元年（三九八）

九月、烏丸張驥子超、收合亡命、聚党三千餘家、拋勃海之南皮、自号征東大將軍・烏丸王、抄掠諸郡、詔將軍庾岳討之、であり、武徳・貞観年間に唐に入貢した「烏丸」とは二百年以上隔たつており、その間、烏桓の消息は見えない。二百年の空白を経て、「古烏丸之遺人」が忽然と出現するということは実際にはありそうもないことである。ここで注目されるのは、『新唐書』烏羅渾国伝「烏丸或曰古丸」である。中国人にはかれらの自称が「古丸」とも聞こえたのであり、「古丸」がただちに「古烏丸」を連想させるものであつたことは容易に想像される。武徳・貞観の入貢の際に、もっぱら「烏丸」の表記を用いて、これを「古烏丸之遺人」と規定し、古来中華と関係した民族とみなすことで、唐王朝の権威を高めたものであろう。一体、「烏丸」は北族にあつては一般的な語彙であつたらしく、金代には烏延部が頻見するが、今日の中朝露国境附近にあり、

烏桓とは無関係であろう。¹⁹ 唐から遼初にかけて散見する「烏丸」も同様の存在とみなしてさしつかえない。

武帝期における漢の烏桓支配は『史記』『漢書』に直接には見えないが、『漢書』昭帝紀／元鳳三年（前七八）「遼東烏桓反」の「反」という表現より、それ以前に漢の支配下にあったことが示唆される。

昭帝元鳳三年（前七八）～宣帝神爵四年（前五八）の記述では、確かに「烏桓東保塞」とも見えるが、基調として烏桓は漢の支配から離脱し、匈奴とも敵対するようになっていく。このような烏桓の自立を促したのは、『漢書』匈奴伝

（元封六年・前一〇五）自是後、单于益西北、左方兵直雲中、右方兵直酒泉・敦煌、

に見える匈奴西遷によってその圧力が減殺されたことにある。

其明年（元鳳三年・前七八）、…漢復得匈奴降者、言烏桓嘗發先单于冢、匈奴怨之、方發二万騎擊烏桓、

には、烏桓が匈奴の先代の单于の冢を劫掠したと見える。匈奴单于の冢としては紀元前後のノイン²⁰ウラ大型墓群が有名である。それ以前の单于冢の所在は不明だが、今日のウランバートル以北にあったことは容易に想像され、匈奴西遷に乗じて烏桓はこの地域にまで長駆遠征したのである。

（本始三年・前七一）於是丁令乘弱攻其北、烏桓入其東、烏孫擊其西、凡三国所殺数万級、馬数万匹、牛羊甚衆、

では、周辺に対する匈奴の劣勢が記述されている。ところが、元始五年（後五）・始建国元年（後九）の記述では、匈奴が烏桓に徴税し、あるいは烏桓人が匈奴に出奔するといった事件が見え、匈奴の烏桓支配再編が窺われる。このような形勢の転機として推定されるのは、甘露二年（前五二）の呼韓邪单于の帰順に基づく漢との和平である。中国史料は、

至孝宣之世、承武帝奮擊之威、直匈奴百年之運、因其壞乱幾亡之阨、權時施宜、覆以威德、然後单于稽首臣服、遣子入侍、
（二）〔三〕世称藩、賓於漢庭、是時辺城晏閉、牛馬布野、三世無犬吠之警、苜蓿亡干戈之役、（『漢書』匈奴伝／論贊）

と、漢の優位における平和の継続をもつばら回顧するが、この和平の結果、匈奴が漢との抗争から解放され、周辺への支配

を再編する契機を得たことは容易に想像される。匈奴の烏桓に対する徴税を『魏書』は冒頓の東胡撃破の直後に置き、『後漢書』もこれよってしている。『漢書』匈奴伝「匈奴以故事遣使者責烏桓税」の「故事」をかく解釈したものであろうし、漢の匈奴左地撃破以前に、匈奴が烏桓より徴税していたことは当然ありうることだが、宣帝期以降の匈奴・烏桓関係を記述しない『魏書』『後漢書』の記述のありかたは、前一世紀後半における匈奴帝国の再建を看過させるものとなりかねない。

王莽は元始五年（後五）「中国人亡入匈奴者、烏孫亡降匈奴者、西域諸国佩中国印綬降匈奴者、烏桓降匈奴者、皆不得受」の「四条」を掲げて匈奴の帝国再編を抑制し、烏桓など周辺諸民族に対する支配の再編を試みた。対匈奴戦争の再開に際し、烏桓・丁令を動員したとする『後漢書』独自の記述も、こうした文脈においてありえたことと理解される。

『後漢書』は、王莽の動員が烏桓の匈奴への帰順を促し、後漢初年に及ぶ烏桓の匈奴との連合の契機となったとするが、匈奴の烏桓支配再編はつとに進行しており、王莽はこれに対する巻き返しを図ったものに過ぎないとみるべきであろう。

第二章 後漢末以前

1 建武二十五年の烏桓内徙

建武二十五年（四九）には烏桓が漢に帰順する。『後漢書』呉漢伝には、建武三年（二七）に「烏桓突騎三千餘人」が用いられたことが見えており、それに先立ちすでに一定規模の烏桓人集団が帰順しつつあったことを窺わせる。烏桓帰順は、降って章和二年（八八）における耿秉の上言にも、

光武受命、復懷納之、縁辺壞郡得以還復、烏桓・鮮卑咸脅歸義、威鎮四夷、其效如此、(南匈奴伝)

と回顧されている。なお、

後匈奴飢疫、自相分争、帝以問宮、宮曰、願得五千騎以立功、帝笑曰、常勝之家、難与慮敵、吾方自思之、二十七(人)「年」、宮乃与楊虚侯馬武上書曰、匈奴貪利、無有礼信、窮則稽首、安則侵盜、縁辺被其毒痛、中国憂其抵突、虜今人畜疫死、旱蝗赤地、疫困之力、不当中国一郡、万里死命、縣在陛下、福不再来、時或易失、豈宜固守文德而墮武事乎、今命将臨塞、厚縣購賞、喻告高句驪・烏桓・鮮卑攻其左、發河西四郡・天水・隴西羌胡擊其右、如此、北虜之滅、不過數年、臣恐陛下仁恩不忍、謀臣狐疑、令万世刻石之功不立於聖世、(臧宮伝)

では、匈奴の災害に乘じ、高句麗・烏桓・鮮卑・羌胡を動員してこれを伐つことが主張されており、

是時烏桓・鮮卑屢寇外境、国素有籌策、数言辺事、帝器之、及匈奴薊韃日逐王比自立為呼韓邪单于、款塞称藩、願扞禦北虜、事下公卿、議者皆以為天下初定、中国空虚、夷狄情偽難知、不可許、国独曰、臣以為宜如孝宣故事受之、令東扞鮮卑、北拒匈奴、率厲四夷、完復辺郡、使塞下無晏開之警、万世(有)安寧之策也、帝從其議、遂立比为南单于、由是烏桓・鮮卑保塞自守、北虜遠遁、中国少事、(耿国伝)

は、南匈奴の内附が烏桓・鮮卑の侵攻を抑止したとし、

凡与匈奴・烏桓大小数十百戰、頗識辺事、数上書言宜与匈奴結和親、又陳委輸可從温水漕、以省陸轉輸之劳、事皆施行、後南单于・烏桓降服、北辺無事、(王霸伝)

時南单于及烏桓来降、辺境無事、(張純伝)

は烏桓の帰順を南匈奴のそれと並列する。以後も類似の言説は頻見し、烏桓が匈奴に次いで重視されていたことがうかがわれる。

また、建武十三年（三七）には、匈奴の侵攻により、

十三年、遂寇河東、州郡不能禁。於是漸徙幽・并辺人於常山関・居庸関已東【注「代郡有常山関、上谷郡居庸縣有関」、匈奴左部遂復転居塞内、朝廷患之、増縁辺兵郡数千人、大築亭候、修烽火、（南匈奴列伝）

と、幽州・并州の北辺が放棄されたが、南匈奴帰順ののち、

（建武）二十七年（五一）、拜太尉、賜爵関内侯、時南单于称臣、烏桓・鮮卑並来入朝、帝令熹典辺事、思為久長規、熹上復縁辺諸郡、幽并二州由是而定、（趙熹伝）

と回復されている。

『魏書』『後漢書』の建武二十五年の記述は次の如くである。

<p>王沈『魏書』</p> <p>(10) 建武二十五年、烏丸大人郝旦等九千餘人率衆詣闕、</p>	<p>『後漢書』</p> <p>(10) 帝乃以幣帛賂烏桓、</p>
<p>封其渠帥為侯王者八十餘人、使居塞内、布列遼東属国・遼西・右北平・漁陽・広陽・上谷・代郡・鴈門・太原・朔方諸郡界、招来種人、給其衣食、置校尉以領護之、</p>	<p>二十五年、遼西烏桓大人郝旦等九百二十二人率衆向化、詣闕朝貢、献奴婢牛馬及弓虎豹貂皮、是時四夷朝賀、絡馭而至、天子乃命大会勞饗、賜以珍宝、烏桓或願留宿衛、於是封其渠帥為侯王君長者八十一人、皆居塞内、布於縁辺諸郡、令招来種人、給其衣食、</p>

遂為漢偵備、擊匈奴・鮮卑、

遂為漢偵候、助擊匈奴・鮮卑、

時司徒掾班彪上言、烏桓天性輕黠、好為寇賊、若久放縱而無
 總領者、必復侵掠居人、但委主降掾史、恐非所能制、臣愚以
 為宜復置烏桓校尉、誠有益於附集、省國家之辺慮、帝從之、
 於是始復置校尉於上谷甯城、開營府、并領鮮卑、賞賜質子、
 歲時互市焉、

『後漢書』光武紀／建武二十五年には、烏桓大人の來朝が、

二十五年春正月、遼東徼外貊人寇右北平・漁陽・上谷・太原、遼東太守祭彤招降之、烏桓大人來朝、…是歲、烏桓大人
 率衆内属、詣闕朝貢、

と、二箇所に見える。『後漢書』本紀では、年次しかわからない事件を「是歲」の見出しのもとにその年次の末尾に置くが、
 同じ事件を重複する事例もあり、この二条も表現こそ異なるものの、同じ事件をそれと確認できず重複したものと見ても
 さしつかえない。

『後漢書』は『魏書』にかなりの修正・附加を施している。まずは「九千餘人」「八十餘人」を「九百二十二人」「八十一人」
 とし、「烏丸大人郝旦」に「遼西」を附加している。また、前後に「帝乃以幣帛賂烏桓」および「獻奴婢牛馬及弓虎豹貂皮」
 以下を加える。この付加部分は『東觀漢記』光武紀「二十五年、烏桓獻貂豹皮、詣闕朝賀」と表現を共有している。

『魏書』は、烏桓の渠帥八十餘人を侯王に封じて塞内に居らせ、これを遼東属国以下に配置し、種人を招来し、その衣食
 を給したとする。『後漢書』はこの記述をほぼ全面的に引用するが、郡名については「縁辺諸郡」と改めている。『後漢書』

が地名をより具体的に補う傾向があることは上述の如くだが、ここでは逆に『魏書』の具体的な地名を削除しているわけであり、『魏書』の記述を依拠しがたいものとする『後漢書』の判断がうかがわれる。

ついで『魏書』は、校尉（護烏桓校尉）²²を設置して招来した種人を領護し、かれらは漢のために偵察警備し、北匈奴・鮮卑攻撃を補助したとする。ところが、『後漢書』は「置校尉以領護之」の一句を削除し、その代わりに護烏桓校尉設置を求める班彪の上言を「遂為漢偵候、助擊匈奴・鮮卑」の後に置き、ついで護烏桓校尉を上谷甯城に設置したこととその職掌を記す。

班彪の上言は、『後漢書』和帝紀／永元六年（九四）「冬十一月、護烏桓校尉任尚率烏桓・鮮卑、大破逢侯」の李賢注に引く北魏・闕駟『十三州志』にも、

護烏丸、擁節、秩比二千石、武帝置、以護内附烏丸、既而并於匈奴中郎將、中興初、班彪上言宜復此官、以招附東胡、乃復更置焉、

と見え、こちらでは烏桓を「東胡」と称している。護烏桓校尉の職掌は、『統漢書』百官志

護烏桓校尉一人、比二千石、本注曰、主烏桓胡、【注】「応劭漢官曰、擁節。長史一人、司馬二人、皆六百石、并領鮮卑、」客賜質子、歲時胡市焉、」

にも見える。応劭『漢官』の傍線部が『後漢書』の出典であろう。

このあたりの『後漢書』の修正・附加は烏桓に対する認識の相違を反映している。結論的にいえば、『魏書』が建武二十五年における烏桓の内徙をもっぱら強調するのに対し、『後漢書』は内徙の事実は認めるものの、塞外にあった烏桓の存在をなお重視しているものと思われる。『後漢書』のそのような認識を示唆する記述としては、まずは「烏桓或願留宿衛」がある。この一句は実のところ、直後の烏桓渠帥の封にはつながらない。「宿衛」は边防とは別物であるからである。これは、

『統漢書』百官志

長水校尉一人、比二千石、本注曰、掌宿衛兵、司馬・胡騎司馬各一人、千石、本注曰、掌宿衛、主烏桓騎、【注「漢官曰、員吏百五十七人、烏桓胡騎七百三十六人」】

の「烏桓胡騎」の創設に関わる記述である。さらに留意すべきは、ここに「或」の一字が加えられていることで、宿衛を希望したものが、来朝した烏桓九百二十二人の一部でしかなかったことを明示し、さらには封ぜられ内徙した「八十一人」が同様に九百二十二人の一部であったことをも示唆する。

「置校尉以領護之」の一句が削除されたのも、護烏桓校尉が招来した烏桓人のみを管掌したのではないという認識に基づくものである。ここの「種人」は、「給其衣食」とある以上、内徙にともなう自立的生計の放棄が含意されている。

これに対して、班彪の上言は、「省国家之辺慮」で結ばれることでおおよそ窺われるように、むしろ塞外の烏桓を意識したものとすべきである。班彪はこれに先立ち、建武九年（三三）には、

建武九年、隗囂死、司徒掾班彪上言、今涼州部皆有降羌、羌胡被髮左衽、而与漢人雜處、習俗既異、言語不通、數為小吏黠人所見侵奪、窮恚無聊、故致反叛、夫蠻夷寇乱、皆為此也、旧制益州部置蛮夷騎都尉、幽州部置領烏桓校尉、涼州部置護羌校尉、皆持節領護、理其怨結、歲時循行、問所疾苦、又數遣使駅通動靜、使塞外羌夷為吏耳目、州郡因此可得儆備、今宜復如旧、以明威防、（西羌伝）

と、護羌校尉の設置を上言し、「領烏桓校尉」にも言及している。ここでは涼州に内徙し漢人と雑居する羌が主題となっており、塞内における「理其怨結、歲時循行、問所疾苦」といった職務が強調されるが、それでもなお「又數遣使駅通動靜、使塞外羌夷為吏耳目、州郡因此可得儆備」と、「塞外」の羌との通交もそれ以上に重視されているのである。

また、護烏桓都尉の職掌についても、そもそも内徙が伝えられない鮮卑を併せて領することでもわかるように、同様に塞

外の烏桓をも対象としたものであったはずである。『十三州志』の「内附烏桓」の「内附」は内徙を意味するわけではない。⁽²³⁾内徙した異族が「質子」を出す事例は確かにあるが、「歳時互市」⁽²⁴⁾の方は、特定の時期に限って漢と接触しうる塞外の烏桓にこそ妥当する。

なお、附言すべきは、後漢初年には匈奴の侵攻などで前漢の長城が放棄され、防衛線が大幅に後退し、あわせて辺郡の縣も大幅に減少していることである。⁽²⁵⁾とはいえ、建武二十二年の馬援の遠征の記述に見えるように、後漢初年にはすでに新塞が用いられており、建武二十五年の「塞」はこの新塞を指すものに他ならない。

それでは、『魏書』が護烏桓校尉をもっぱら内徙した烏桓を対象とするものとして記述するのはなぜか。結論的にいえば、『魏書』は後漢末以降の状況を強く意識しているものと思われる。当時の烏桓は、いわゆる三郡烏丸が遼西柳城を本拠とすることに端的に示されるように、内徙したものがむしろ頻見するようになっていく。⁽²⁶⁾『魏書』は後漢末以降の状況を建武二十五年に投影しているのである。そもそも列挙された郡名にしても、遼東属国は、安帝時の設置、⁽²⁶⁾広陽郡は建武十三年(三七)に廃されたのち、永元八年(九六)に復置されており、⁽²⁷⁾建武二十五年には存在しない。広陽郡を除き、これらの郡名は後漢から魏にかけて、それらを烏桓に冠する事例が確認できる。

郡名	初見	記事
遼東属国	靈帝(一六八〜一八九)初	遼東属国烏丸大人蘇僕延(『三国志』烏丸鮮卑傳)
遼西	建武二十五(四九)	遼西烏桓大人郝旦(『後漢書』烏桓鮮卑傳)
右北平・上谷	元興元(一〇五)	上谷・漁陽・右北平・遼西烏桓(『統漢書』天文志)

漁陽	永平元（五八）	漁陽赤山烏桓歆志賁（『後漢書』烏桓鮮卑伝）
代郡	建安十二（二〇五）	代郡烏丸行单于普富盧（『三国志』武帝紀）
鴈門	永初三（一〇九）	鴈門烏丸率衆王無何（『後漢書』烏桓鮮卑伝）
太原	建安二十二（二一五）	太原烏丸王魯昔（『三国志』梁習伝注引『魏略』）
朔方	永寿中（一五五〜一五八）	朔方烏桓（『後漢書』烏桓鮮卑伝）

広陽郡については、

文帝踐阼、田豫為烏丸校尉、持節并護鮮卑、屯昌平、（『三国志』烏丸鮮卑東夷伝）

復出為幽州刺史、加建威將軍・使持節・護烏丸校尉、時征北將軍程喜屯薊、尚書袁侃等戒恕曰、程申伯処先帝之世、

傾田国讓於青州、足下今俱杖節、使共屯一城、宜深有以待之、（『三国志』杜恕伝）

など、魏の護烏丸校尉が昌平・薊など後漢の広陽郡に置かれている。要するに、『魏書』は実は魏以前に烏桓と関係した郡名を並べているに過ぎないのである。

従来の論者は、『魏書』の記述に従って、建武二十五年に烏桓が全面的に内徙し、それを契機に鮮卑が南遷したとする。⁽²⁸⁾しかしながら、実のところ、建武二十五年以降、延熹九年（一六六）の九郡侵攻までの記述において、烏桓が塞内にあったことを示唆する材料はきわめて乏しい。一方で、三郡烏丸以降の記述では、むしろ塞内における烏桓の活動が顕著である。三郡烏丸が具体的に見えるのは、中平四年（一八七）の張純の乱に遼西烏桓大人丘力居が関与したという記述が最初である。この比較的短期間において、烏桓の内徙が大幅に進行したと考えられる。ここでただちに想起されるのは、檀石槐を総帥と

する鮮卑の大躍進である。檀石槐の漢への侵攻は、永寿二年（一五六）〜光和四年（一八一）に見え、これこそが烏桓の内徙を促進したものと思われる。

以下では、ここに提示した所見の確認を兼ねて、『後漢書』と『魏書』『三国志』の比較検討を進めることとする。

2 『後漢書』『魏書』の比較—後漢末以前—

<p>(11) 至永平中、漁陽烏丸大人欽志貢帥種人叛、(鮮卑) 還為寇害、遼東太守祭彤募(鮮卑) 殺志貢、遂破其衆、</p>	<p>(12) 及明・章・和三世、皆保塞無事、</p>
<p>(13) 至安帝時、漁陽・右北平・鴈門烏丸率衆王無何等復与鮮卑・匈奴合、鈔略代郡・上谷・涿郡・五原、乃以大司農何熙行車騎將軍、左右羽林五營士、發緣辺七郡黎陽營兵合二万人擊之、匈奴降、鮮卑・烏丸各還塞外、</p>	<p>(13) 安帝永初三年夏、漁陽烏桓与右北平胡千餘寇代郡・上谷、秋、鴈門烏桓率衆王無何(允)、与鮮卑大人丘倫等、及南匈奴骨都侯、合七千騎寇五原、与太守戰於九原高渠谷、漢兵大敗、殺郡長吏、乃遣車騎將軍何熙・度遼將軍梁懂等擊、大破之、無何乞降、鮮卑走還塞外、</p>
<p>(14) 是後、烏丸稍復親附、拜其大人戎末廐為都尉、</p>	<p>(14) 是後烏桓稍復親附、拜其大人戎末廐為親漢都尉、</p>
<p>(15) 至順帝時、戎末廐率將王侯咄歸・去延等從烏丸校尉耿曄出塞擊鮮卑有功、還皆拜為率衆王、賜束帛、</p>	

	<p>(16) 順帝陽嘉四年冬、烏桓寇雲中、遮截道上商賈車牛千餘兩、度遼將軍耿种率二千餘人追擊、不利、又戰於沙南【注「沙南、縣、屬雲中郡、有蘭池城」】、斬首五百級、烏桓遂困睡於蘭池城、於是發積射士二千人、度遼營千人、配上郡屯、以討烏桓、烏桓乃退、</p> <p>(17) 永和五年、烏桓大人阿堅・羌渠等与南匈奴左部句龍吾斯反畔、中郎將張耽擊破斬之、餘衆悉降、</p> <p>(18) 桓帝永寿中、朔方烏桓与休著屠各並畔、中郎將張奐擊平之、</p> <p>(19) 延熹九年夏、烏桓復与鮮卑及南匈奴(鮮卑)寇緣辺九郡、俱反、張奐討之、皆出塞去、</p>
--	---

(10) (11) の間に位置するものとして、

顯宗初、西羌寇隴右、覆軍殺將、朝廷患之、復拜武捕虜將軍、以中郎將王豐副、与監軍使者竇固・右輔都尉陳訢、將烏桓・黎陽營・三輔募士・涼州諸郡羌胡兵及弛刑、合四万人擊之、(馬武伝)

には、建武中元二年(五七)の燒当羌の反乱の際、烏桓が動員されたことが見える。

(11) を『後漢書』は鮮卑伝

時漁陽赤山烏桓歆志賁等数寇上谷、永平元年(五八)、祭彤復賂偏何擊歆志賁、破斬之、於是鮮卑大人皆来歸附、並詣

遼東受賞賜、青徐二州給錢歲二億七千万為常、

に載せる。⁽²⁹⁾

(12) について、『後漢書』は鮮卑伝の方にも「明・章二世、保塞無事」という記述をもつ。

(12) (13) の間の時期の烏桓につき、明帝紀／永平二年(五九)には、光武帝を明堂で宗祀した際の三公の発言に「百蛮貢職、烏桓・濊貊咸来助祭、单于侍子・骨都侯亦皆陪位」と見え、永平八年(六五)の鄭衆の発言には、「南庭動揺、烏桓有離心矣」(鄭衆伝)と、北匈奴の策謀による南匈奴・烏桓の離反が危惧され、永平十六年(七三)の北匈奴遠征の際に、

明年、固与忠率酒泉・敦煌・張掖甲卒及盧水羌胡万二千騎出酒泉塞、耿秉・秦彭率武威・隴西・天水募士及羌胡万騎出居延塞、又太僕祭彤・度遼將軍吳棠將河東北地・西河羌胡及南单于兵万一千騎出高闕塞、騎都尉来苗・護烏桓校尉文穆將太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及烏桓・鮮卑万一千騎出平城塞、(竇固伝)

と、烏桓・鮮卑兵の動員が見え、

烏桓・鮮卑追思彤無已、每朝賀京師、常過冢拜謁、仰天号泣乃去、(祭彤伝)

には、この遠征の失敗後ほどなく卒した祭彤に対し、烏桓・鮮卑が朝賀のたびにこれを哀悼したとあり、⁽³⁰⁾また、建初元年(七六)の事件として、

建初元年、来苗遷濟陰太守、以征西將軍耿秉行度遼將軍、時皋林温禺犢王復將衆還居涿邪山、南单于聞知、遣輕騎与緣辺郡及烏桓兵出塞擊之、斬首数百級、降者三四人、(南匈奴列伝)

とあり、『後漢紀』建初二年(七七)には、耿恭の発言として、

又薦臨邑侯劉復、素好辺事、明略卓異、反以微過歸国、宜令以功自效、令復將烏桓兵、所向必克、

と見え、ついで建初六年(八一)に先立つ頃の状況として、『後漢書』鄧訓伝に

会上谷太守任興欲誅赤沙烏桓、〔烏桓〕怨恨謀反、詔訓將黎陽營兵屯狐奴〔注「狐奴、縣、屬漁陽郡也」〕、以防其變、訓撫接邊民、為幽部所歸、〔建初〕六年〔八一〕、遷護烏桓校尉、：

とあり、この「赤沙烏桓」も上掲の赤山烏桓を指すものであろう〔『後漢書集解』沈欽韓説〕。
ついで、元和元年〔八四〕頃の状況として、

時北单于遣使貢獻、求欲和親、詔問群僚、：固議曰、：今烏桓就闕、稽首訊官、康居・月氏、自遠而至、匈奴離析、名王來降、三方帰服、不以兵威、此誠国家通於神明自然之徵也、〔班固伝〕

とあり、また、

章和元年〔八七〕、鮮卑入左地擊北匈奴、大破之、斬優留单于、取其匈奴皮而還、〔南匈奴列伝〕
に見える鮮卑の北匈奴撃破につき、章和二年〔八八〕の南单于の上奏は、

其年七月、单于上言、臣累世蒙恩、不可勝数、孝章皇帝聖思遠慮、遂欲見成就、故令烏桓・鮮卑討北虜、斬单于首級、破壊其国、〔南匈奴列伝〕

と、烏桓もこれに参加したものとし、永元元年〔八九〕、竇憲が北匈奴遠征の際に建てた紀功銘には、

鷹揚之校・螭虎之士、爰該六師、暨南单于・東烏桓・西戎氏羌侯王君長之群、驍騎三万、元戎輕武、長轂四分、雲輜蔽路、万有三千餘乘、〔竇憲伝〕

と烏桓の動員が特筆され、『後漢紀』永元二年〔九〇〕

九月、匈奴北单于遣使款塞、願朝見憲、中護軍班固迎单于、单于為南单于所破、遠遁漠北、固至私渠海而還、於是北单于地空、憲欲自為功、乃立降者鹿蠡王阿修為单于、因置中郎將領護軍、如南单于故事、事下公卿、司徒袁安・太尉宋由・太常丁鴻・少府〔尹〕睦〔識〕以為、阿修、誅君之子、又与鮮卑・烏桓為父兄之讎、不可立、南单于先帝所置、今首破

北虜、新建大功、宜令並領降衆、以終先帝破北成南之策、

も、鮮卑・烏桓を北匈奴の父兄の讐とし、永元三年（九一）、竇憲の北匈奴单于擁立に際し、袁安は、

又烏桓・鮮卑新殺北单于、凡人之情、咸畏仇讎、今立其弟、則二虜懷怨、（袁安伝）

と論じ、烏桓・鮮卑の離反を危惧している。³¹ 降つて南匈奴逢侯の反乱の際の記述として、

（永元六年・九四）冬十一月、護烏桓校尉任尚率烏桓・鮮卑、大破逢侯、馮柱遣兵追擊、復〔破〕之、（和帝紀）

烏桓校尉任尚將烏桓・鮮卑、合四万人討之、…任尚率鮮卑大都護蘇拔廆・烏桓大人勿柯八千騎、要擊逢侯於滿夷谷、

復大破之、…馮柱將虎牙營留屯五原、罷遣鮮卑・烏桓・羌胡兵、封蘇拔廆為率衆王、又賜金帛、（南匈奴列伝）

九月、行車騎將軍事鄧鴻・越騎校尉馮柱發左右羽林・北軍五校士及八郡跡射・烏桓・鮮卑、合四万騎、与度遼將軍朱

微・護烏桓校尉任尚・中郎將杜崇征叛胡、（『統漢書』天文志）

がある。烏桓大人勿柯は、（13）の鴈門烏桓率衆王無何であろう。『魏書』はこの事件を鮮卑伝の方に、

和帝時、鮮卑大都護校尉廆帥部衆從烏丸校尉任尚擊叛者、封校尉廆為率衆王、

と記すが、烏桓には言及しない。ついで、元興元年（一〇五）の事件として、

其年、遼東貂人反、鈔六縣、發上谷・漁陽・右北平・遼西烏桓討之、（『統漢書』天文志）

が見える。この事件は、

元興元年春正月戊午、…高句驪寇郡界、夏四月庚午、…秋九月、遼東太守耿夔擊貂人、破之、（和帝紀）

和帝元興元年春、復入遼東、寇略六縣、太守耿夔擊破之、斬其渠帥、（東夷伝）

にも見えるが、これらには烏桓動員のことは見えない。

（13）に前後する時期の情況として、『魏書』鮮卑伝に「安帝時、…是後或反或降、或与匈奴・烏丸相攻撃」と見え、『後

漢書』鮮卑伝もほぼそのまま引用している。

(13) は永初三年(一〇九)～四年(一一〇)の事件だが、『魏書』『後漢書』ともに問題が多い。安帝紀には、(永初三年)六月、烏桓寇代郡・上谷・涿郡。…

九月、鴈門烏桓及鮮卑叛、敗五原郡兵於高渠谷、【注「東觀記曰、戰九原高渠谷、渠梁相類、必有誤也」】…⁽³²⁾
 冬十月、南单于叛、困中郎將耿种於美稷、十一月、遣行車騎將軍何熙討之、(四年正月)度遼將軍梁懂・遼東太守耿夔討破南单于於属国故城、…三月、南单于降、

とあり、①三年六月の烏桓の代郡・上谷・涿郡侵攻、②九月の鴈門烏桓・鮮卑の五原郡侵攻、③十月以降の南单于の反乱の三つの事件を記述している。⁽³³⁾

①～③のうち、最も重要な事件が南单于の反乱であったことはいうまでもないが、『魏書』『後漢書』ともに烏桓伝という性格からやむをえぬこととはいえ、もっぱら烏桓大人無何を主体に記述し、南单于に言及しないため、全体に誤解を与えかねない記述になっている。

『魏書』は①②を一つにまとめているが、『後漢書』によれば、①の烏桓は「漁陽烏桓」で、②の「鴈門烏桓」とは別勢力であり、①②は別の事件とみなすべきであろう。問題は『後漢書』の「右北平胡」である。「胡」は単称の場合、匈奴を指すことがより一般的だが、「右北平胡」は他に見えない。『魏書』の「漁陽・右北平」のうち、「漁陽」については「漁陽烏桓」である資料を得たが、「右北平」については資料を得なかったため、慎重を期して、異族の汎称たる「胡」を附したものである。なお『後漢書』では『魏書』や安帝紀に見える「涿郡」を欠いている。

ついで②について、『後漢書』はかなり記述を補っている。鮮卑大人丘倫・南匈奴骨都侯は他に見えない。とくに骨都侯の関与は③の南单于の反乱に連なるはずだが、南匈奴伝には何ら言及がない。骨都侯につき、南匈奴伝には、

異姓大臣左右骨都侯、次左右尸逐骨都侯、其餘日逐・且渠・当戸諸官号、各以權力優劣・部衆多少為高下次第焉。
 南单于既居西河、亦列置諸部王、助為扞戍、使韓氏骨都侯屯北地、右賢王屯朔方、当于骨都侯屯五原、呼衍骨都侯屯雲中、郎氏骨都侯屯定襄、左南將軍屯鴈門、粟籍骨都侯屯代郡、皆領部衆為郡縣偵羅耳目、
 とある。

③の南单于の反乱は、安帝紀によれば、三年十月の美稷包围に始まる。南匈奴伝

永初三年夏、漢人韓琮随南单于入朝、既還、説南单于云、関東水潦、人民飢餓死尽、可擊也、单于信其言、遂起兵反畔、
 攻中郎將耿种於美稷、秋、王彪卒、冬、遣行車騎將軍何熙・副中郎〔將〕龐雄擊之、四年春、檀遣千餘騎寇常山・中山、
 以西域校尉梁懂行度遼將軍、与遼東太守耿夔擊破之、事已具懂・夔伝、单于見諸軍並進、大恐怖、顧讓韓琮曰、汝言漢
 人死尽、今是何等人也、乃遣使乞降、許之、单于脱帽徒跣、对龐雄等拜陳、道死罪、於是赦之、遇待如初、乃還所鈔漢
 民男女及羌所略轉賣人匈奴中者合万餘人、

では、「永初三年夏」と「秋」の間に「遂起兵反畔、攻中郎將耿种於美稷」が置かれているので、一見すると夏に挙兵した
 ように見えるが、本来紀時の無かつた記述に「永初三年夏、…南单于入朝」・「秋、王彪卒」を挿入したものに過ぎない。南
 单于の反乱に烏桓の関与を記すのは、梁懂伝

〔永初〕三年冬、南单于与烏桓大人俱反、以大司農何熙行車騎將軍事、中郎將龐雄為副、将羽林五校營士、及發縁辺十
 郡兵二万餘人、又遼東太守耿夔率将鮮卑種衆共擊之、詔懂行度遼將軍事、龐雄与耿夔共擊匈奴輿轡日逐王、破之、单于
 乃自将圜中郎將耿种於美稷、連戰数月、攻之転急、种移檄求救、明年〔永初四年〕正月、懂将八千餘人馳往赴之、至属
 国故城、与匈奴左將軍・烏桓大人戰、破斬其渠帥、殺三千餘人、虜其妻子、獲財物甚衆、单于復自将七八千騎迎攻、圜
 懂、懂被甲奔擊、所向皆破、虜遂引還虎沢、三月、何熙軍到五原曼柏、暴疾、不能進、遣龐雄与懂及耿种步騎万六千人

攻虎沢、連營稍前、单于惶怖、遣左奥鞬日逐王詣懂乞降、懂乃大陳兵受之、单于脱帽徒跣、面縛稽顙、納質、会熙卒于師、即拜懂度遼將軍、龐雄還為大鴻臚、雄、巴郡人、有勇略、稱為名將、

だけである。鴈門烏桓は三年九月に五原郡を攻めたのち、十月に西河郡で挙兵した南单于に合流したものとなる。属国故城の戦について、梁懂伝には「匈奴左將軍・烏桓大人」を破ったとあるが、耿夔伝

永初三年、南单于檀反畔、使夔率鮮卑及諸郡兵屯鴈門、与車騎將軍何熙共擊之、熙推夔為先鋒、而遣其司馬耿溥・劉祉將二千人与夔俱進、到属国故城、单于遣奥鞬日逐王三千餘人遮漢兵、夔自擊其左、令鮮卑攻其右、虜遂敗走、追斬千餘級、殺其名王六人、獲穹廬車重千餘両、馬畜生口甚衆、鮮卑馬多羸病、遂畔出塞、夔不能独進、以不窮追、左軫雲中太守、後遷行度遼將軍事、

では、「奥鞬日逐王」を破ったとあり、梁懂伝の「龐雄与耿夔共擊匈奴奥鞬日逐王、破之」は属国故城の戦に関わる材料をそれとは知らず置き誤ったものであるらしい。梁懂伝の「匈奴左將軍」はここにしか見えない。上掲南匈奴列伝「左南將軍屯鴈門」の「左南將軍」であれば、烏桓大人無何と同じ鴈門郡にあり、当初から無何とともに挙兵したものとも思われるが傍証を得ない。梁懂伝には「左奥鞬日逐王」が見え、「奥鞬日逐王」は「左奥鞬日逐王」を指し、あるいはこれが「左將軍」と称されたのかもしれないが、やはり傍証を得ない。

『後漢書』は、『魏書』の「乃以大司農何熙行車騎將軍」を「車騎將軍何熙」に改め、また梁懂伝によれば、梁懂は「行度遼將軍事」で、三月の南单于降伏の前後に何熙が卒したため度遼將軍を拜したのであり、「左右羽林五營士、彘縁辺七郡黎陽營兵合二万人」を省略していることも相俟って、『後漢書』のこの部分の記述は粗略であるといわざるをえない。

『後漢書』は、『魏書』の「匈奴降、鮮卑・烏丸各還塞外」を「無何乞降、鮮卑走還塞外」に作り、結果的に烏桓に関わる記述に変更を施している。この記述では、「鮮卑」は、反乱に関与した鮮卑を指すが、一方で、耿夔伝には耿夔の引率し

た鮮卑兵の脱走が記されており、こちらと混同した可能性もないではない。⁽³⁴⁾

なお、『統漢書』天文志には、

(永初)三年(一〇九)正月庚戌、月犯心後星、己亥、太白入斗中、十二月、彗星起天苑南、東北指、長六七尺、色蒼白、太白昼見、為強臣、是時鄧氏方盛、月犯心後星、不利子、心為宋、五月丁酉、沛王(牙)〔正〕薨、太白入斗中、為貴相凶、天苑為外軍、彗星出其南為外兵、是後使羌・氏討賊李貴、又使烏桓擊鮮卑、又使中郎將任尚・護羌校尉馬賢擊羌、皆降、

と見えるが、「又使中郎將任尚・護羌校尉馬賢擊羌」は西羌伝

(元初二年・一一五)龐參以失期軍敗抵罪、以馬賢代領校尉事、後遣任尚為中郎將、將羽林・緄騎・五營子弟三千五百人、代班雄屯三輔、∴(四年・一一七)冬、任尚將諸郡兵与馬賢並進北地擊狼莫、賢先至安定青石岸、狼莫逆擊敗之、会尚兵到高平、因合勢俱進、狼莫等引退、乃輒營迫之、至北地、相持六十餘日、戰於富平〔上〕河〔上〕、大破之、斬首五千級、還得所略人男女千餘人、牛馬驢羊駱馳十餘万頭、狼莫逃走、於是西河度人種羌万一千口詣鄧遵降、

によれば、元初四年(一一七)に当たり、永初三年(一〇九)からかなり隔たっている。鮮卑伝には同じく元初四年に、

四年、遼鮮卑連休等遂燒塞門、寇百姓、烏桓大人於秩居等与連休有宿怨、共郡兵奔擊、大破之、斬首千三百級、悉獲其生口牛馬財物、

と見え、「又使烏桓擊鮮卑」はこれを指すようである。

(14)『魏書』の「戎末虜」を『後漢書』は「戎朱虜」に作り、『魏書』が「都尉」とのみ記すものを「親漢都尉」として

いる。

なお、(14)との前後は不明だが、『後漢書』西羌伝には、延光元年(一二二)の事件として、

是歳、虔人種羌与上郡胡反、攻穀羅城、度遼將軍耿夔將諸郡兵及烏桓騎赴擊破之、と見える。

(14) (15) の間の事件として、『魏書』鮮卑伝に「後烏丸校尉耿曄將率衆王出塞擊鮮卑、多斬首虜」とあり、『後漢書』鮮卑伝には、

明年（永建二年・一二七）、…時遼東鮮卑六千餘騎亦寇遼東・玄菟、烏桓校尉耿曄發緣辺諸郡兵及烏桓率衆王出塞擊之、斬首數百級、大獲其生口牛馬什物、と、さらに詳しく、耿曄伝にも、

曄字季遇、順帝初、為烏桓校尉、時鮮卑寇緣辺、殺代郡太守、曄率烏桓及諸郡卒出塞討擊、大破之、と見える。

ついで、『後漢書』鮮卑伝には、

（永建六年・一三一）冬、漁陽太守又遣烏桓兵擊之、斬首八百級、獲牛馬生口、烏桓豪人扶漱官勇健、每与鮮卑戰、輒陷敵、詔賜号率衆君、

と見える。

(15) に対応する記述は『後漢書』では鮮卑伝の方に、

陽嘉元年（一三二）冬、耿曄遣烏桓親漢都尉戎朱廩・率衆王侯咄焮等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄焮等已下為率衆王・侯・長、賜綵繪各有差、

と見える。

現行本の『三国志』裴松之注に引かれた『魏書』の記述はここで終わっているが、魏の前史として後漢の烏桓の推移を記

述するという目的からいって不自然といふべきである。現行本の裴松之注がある時点で脱落したものと考えざるを得ない。そうした次第で(16)～(19)は『後漢書』だけに見える記述となる。

(16) は、

(陽嘉四年・一三五) 冬十月、烏桓寇雲中、十一月、困度遼將軍耿曄於蘭池、發諸郡兵救之、烏桓退走、(順帝紀)

明年、烏桓困度遼將軍耿曄、(楊厚伝)

永和元年(一三六) 秋七月、偃師蝗、去年冬、烏桓寇沙南、用衆征之、(『統漢書』五行志)

にも見え、

(17) は、

(永和五年・一四〇) 四月、…南匈奴左部句龍大人吾斯・車紐等叛、困美稷、五月、度遼將軍馬統討吾斯・車紐、破之、

使匈奴中郎將陳龜迫殺南单于、…(九月) 句龍吾斯等東引烏桓、西收羌胡、寇上郡、立車紐為单于、冬十一月辛巳、遣

使匈奴中郎將張耽擊破之、車紐降、…(六年・一四一) 夏五月、…使匈奴中郎將張耽大破烏桓・羌胡於天山、【注「東

觀記曰、耽將吏兵、繩索相懸、上通天山」】…(漢安二年・一四三) 十一月、使匈奴中郎將馬寔遣人刺殺句龍吾斯、…(建

康元年・一四四) 夏四月、使匈奴中郎將馬寔擊南匈奴左部、破之、於是胡羌・烏桓悉詣寔降、(順帝紀)

五年(一四〇) 夏、南匈奴左部句龍王吾斯・車紐等背畔、率三千餘騎寇西河、因復招誘右賢王、合七八千騎困美稷、

殺朔方・代郡長史、馬統与中郎將梁並・烏桓校尉王元發緣边兵及烏桓・鮮卑・羌胡合二万餘人、掩擊破之、吾斯等遂更

屯聚、攻沒城邑、天子遣使責讓单于、開以恩義、令相招降、单于本不豫謀、乃脱帽避帳、詣並謝罪、並以病徵、五原太

守陳龜代為中郎將、龜以单于本不能制下、逼迫之、单于及其弟左賢王皆自殺、单于休利立十三年、龜又欲徙单于近親於

内郡、而降者遂更狐疑、龜坐下獄免、…秋、句龍吾斯等立句龍王車紐為单于、東引烏桓、西收羌戎及諸胡等数万、攻

破京兆虎牙營、殺上郡都尉及軍司馬、遂寇掠并・涼・幽・冀四州、乃徙西河治離石、上郡治夏陽、朔方治五原、冬、遣中郎將張耽將幽州烏桓諸郡營兵、擊畔虜車紐等、戰於馬邑、斬首三千級、獲生口及兵器牛羊甚衆、車紐等將諸豪帥骨都侯乞降、而吾斯猶率其部曲与烏桓寇鈔、六年（一四二）春、馬統率鮮卑五千騎到穀城擊之、斬首數百級、張耽性勇銳、而善撫士卒、軍中皆為用命、遂繩索相懸、上通天山、大破烏桓、悉斬其渠帥、還得漢民、獲其畜生財物、夏、馬統復免、以城門校尉吳武代為將軍。漢安元年（一四二）秋、吾斯与薊鞬臺耆・且渠伯德等復掠并部、…（漢安二年・一四三）冬、中郎將馬寔募刺殺句龍吾斯、送首洛陽、建康元年（一四四）、進擊餘党、斬首千二百級、烏桓七十萬餘口皆詣寔降、車重牛羊不可勝數、（南匈奴列伝）

にも見える。また、

又陳、星孛參・畢、參西方之宿、畢為辺兵、至於分野、并州是也、西戎北狄、殆將起乎、宜備二方、尋而隴西羌反、烏桓寇上郡、皆卒如融言、（馬融伝）

もこの事件を指すものであろう。この烏桓は匈奴左部の「東」にあつたとされ、鴈門烏桓であろう。

(17) (18) の間に位置するものとしては、

時遼東烏桓反叛、復転遼東太守、烏桓望風率服、迎拜於界上、（种嵩伝）

が、順帝・桓帝の間に当たる。

(18) は、

遷使匈奴中郎將、時休屠各及朔方烏桓並同反叛、燒度遼將軍門、引屯赤阨、煙火相望、兵衆大恐、各欲亡去、奐安坐帷中、与弟子講誦自若、軍士稍安、乃潜誘烏桓陰与和通、遂使斬屠各渠帥、襲破其衆、諸胡悉降、（張奐伝）

に見える。⁽³⁶⁾

また、(18)・(19)の間に位置する事件としては、

延熹元年(一五八)、南单于諸部並畔、遂与烏桓・鮮卑寇縁辺九郡、以張奐為北中郎將討之、单于諸部悉降、(南匈奴列伝)

(延熹八年・一六五) 於是以尚為中郎將、將幽・冀・黎陽・烏桓步騎二万六千人救球、又与長沙太守抗徐等發諸郡兵、并勢討擊、大破之、斬蘭等首三千五百級、餘賊走蒼梧、(度尚伝)

の二条を得る。

(19)は、

(延熹九年一六六) 六月、南匈奴及烏桓・鮮卑寇縁辺九郡、∴(七月) 遣使匈奴中郎將張奐擊南匈奴・烏桓・鮮卑、∴(十二月) 南匈奴・烏桓率衆詣張奐降、(桓帝紀)

九年、乃応司徒胡広之命、会南匈奴・烏桓・鮮卑反叛、公卿拳岐、擢拜并州刺史、岐欲奏守辺之策、未及上、会坐党事免、因撰次以為禦寇論、(趙岐伝)

にも見える。

3 後漢末以前の烏桓

従来の論者は、『魏書』の記述に基づき、建武二十五年の段階で、烏桓が遼東属国(朔方郡)の塞内に内徙したものとするが、上述の如く、この記述は依拠しえない。むしろ塞外にあった烏桓がより強く意識されたことは、たとえば、『後漢書』班固伝「今烏桓就闕、稽首訊官、康居・月氏、自遠而至、匈奴離析、名王来降」が、烏桓・北匈奴・康居・月氏を並列するこ

とも明らかであろう。個別的な記述から、烏桓の分布を確認する必要がある。

まずは『史記』貨殖列伝に、上谷・遼東の燕北五郡が北は烏桓・夫餘に隣接するとある。『後漢書』が武帝期の烏桓につき同じく燕北五郡を並べるのは、『史記』に基づくものであろう。

ついで宣帝期の記述には「遼東烏桓」の呼称が見える。この事例や降つて永平元年に叛した漁陽烏桓（漁陽赤山烏桓）の事例に明らかなように、郡名を冠することはその郡界に内徙したことを一意的に意味するわけではない。参照すべきは、『後漢書』光武紀

（建武）二十五年（四九）春正月、遼東徼外貊人寇右北平・漁陽・上谷・太原、遼東太守祭彤招降之、の「遼東徼外貊人」である。高句麗を指すものだが、『統漢書』天文志「遼東貊人反、鈔六縣」では単に「遼東貊人」としている。³⁷ 郡名を冠することは、本来的にはその郡に最も近いことを指すが、同じく高句麗に関する『後漢書』東夷伝「建寧二年（一六九）、玄菟太守耿臨討之、斬首數百級、伯固降服、乞属玄菟云」の「属玄菟」に示唆されるように、異族に冠せられる郡名は、その異族が「属」する、より具体的には漢との通交の窓口となる郡を指すものと思われる。

とまれ、前漢末年までの烏桓は、『後漢書』が記述するように、上谷・遼東五郡の塞外にあつたものと見てよい。王莽が烏桓を徵発して代郡に駐屯させたところ、その水土を不便とした烏桓が離反したという『後漢書』の記述は、この時点の烏桓がなお代郡に及んでいなかったことを示す。

ところが、後漢の初年には『後漢書』に「代郡以東尤被其害」と見えるように、烏桓はすでに代郡徼外に及び、ついで建武二十一年の馬援の遠征においては、「援乃将三千騎出高柳、行鴈門・代郡・上谷障塞」とあるように、鴈門が見えるに至っている。

その一方で、元興元年の遼東貊人の反においては、「上谷・漁陽・右北平・遼西烏桓」が動員されており、遼東貊人の反

であるにも関わらず、遼東烏桓は動員されず、永初三年の南匈奴の叛の際、遼東太守耿夔はもっぱら鮮卑を動員している。これらの事実は、この時期までに烏桓が遼東塞外から西遷していたことを示唆する。西遷の原因は鮮卑の南下であろう。すなわち、建武二十五年の段階で、

（建武）二十五年（四九）、鮮卑始通馭使、其後都護偏何等詣祭彤求自效功、因令擊北匈奴左伊育訾部、斬首二千餘級、其後偏何連歲出兵擊北虜、還輒持首級詣遼東受賞賜、（『後漢書』鮮卑伝）

とあるように、鮮卑は遼東太守祭彤と通交し、永平元年（五八）の漁陽烏桓の寇に際して、祭彤は同じく鮮卑を派遣してこれを平定させている。すでに建武二十五年の段階で、鮮卑が遼東徼外まで南下し、烏桓はこれに圧迫されて遼西以西に退去したものと思われる。同じく建武二十五年に遼西烏桓大人が漢に帰順したのも、遼東郡に降った鮮卑に対抗したものである。前漢宣帝期には、遼東烏桓が烏桓の中心的勢力であったが、後漢初年には「其在上谷塞外白山者、最為強富」とあるように、上谷が最も富強とされており、烏桓の分布域が全体に西遷したことがうかがわれる。

建武二十五年以後、烏桓・鮮卑と漢・南匈奴の相互関係は基本的に良好であった。北匈奴の存在がこれらの間に協調を強いたのである。『後漢書』宋意伝

臣察鮮卑侵伐匈奴、正是利其抄掠、及婦功聖朝、実由貪得重賞、今若聽南虜還都北庭、則不得不禁制鮮卑、鮮卑外失暴掠之願、内無功勞之賞、豺狼貪婪、必為辺患、

に見えるように、漢に与して北匈奴を攻めることは、漢からの報奨と北匈奴を略奪する機会の獲得を意味した。従って、章和五年（九三）に北匈奴が壊滅すると、鮮卑の漢への侵攻が開始され、それよりはるかに頻度は低いものの烏桓の背反も散見するようになる。

鮮卑檀石槐が登場する永寿年間以前における烏桓の叛は、

永初三年（一〇九）漁陽烏桓・右北平胡（烏桓？）の代郡・上谷侵攻。

同年 鴈門烏桓率衆王無何が鮮卑大人丘倫・南匈奴骨都侯と五原へ侵攻。ついで南匈奴单于の叛と合流。

陽嘉四年（一三五）烏桓の雲中侵攻。

永和五年（一四〇）烏桓大人阿堅・羌渠が南匈奴左部句龍吾斯の乱に参加、上郡侵攻。

の四件を数えるに過ぎないが、これらについて指摘しておきたいのは、まず永初三年の漁陽烏桓・鴈門烏桓についてである。漁陽烏桓は代郡・上谷に寇し、鴈門烏桓は五原に寇しているが、漁陽や鴈門への寇は見えない。かれらが漁陽・鴈門の塞内にあつて叛したのであれば、そうした記述があつて然るべきである。永寿年間以前については、郡名を冠した烏桓は基本的に塞外にあつたものと考えてよい。

しかしながらその一方で、塞内にあつた烏桓の存在が推測される事例もないではない。明らかに塞外にあつた鮮卑と比較することが烏桓の所在を考える手がかりとなる。次表は、漢が烏桓を動員した事例である。

中元二年（五七）	復拜武捕虜將軍、以中郎將王豐副、与監軍使者竇固・右輔都尉陳訢、將烏桓・黎陽營・三輔募士・涼州諸郡羌胡兵及弛刑、合四万人擊之、（馬武伝）
永平十六年（七三）	騎都尉來苗・護烏桓校尉文穆將太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及烏桓・鮮卑万一千騎出平城塞、（竇固伝）
建初元年（七六）	以征西將軍耿秉行度遼將軍、∴遣輕騎与縁辺郡及烏桓兵出塞擊之、（南匈奴列伝）

永元六年 (九四)	護烏桓校尉任尚率烏桓・鮮卑、(和帝紀)
烏桓校尉任尚將烏桓・鮮卑、合四万人討之、∴任尚率鮮卑大都護蘇拔廩・烏桓大人勿柯八千騎、(南匈奴列伝)	
元興元年 (一〇五)	遼東太守耿夔擊貊人、(和帝紀)
遼西鮮卑連休等遂燒塞門、寇百姓、烏桓大人於秩居等与連休有宿怨、共郡兵奔擊、(鮮卑伝)	
元初四年 (一一七)	遼西鮮卑連休等遂燒塞門、寇百姓、烏桓大人於秩居等与連休有宿怨、共郡兵奔擊、(鮮卑伝)
延光元年 (一二二)	度遼將軍耿夔將諸郡兵及烏桓騎赴擊破之、(西羌伝)
永建二年 (一二七)	烏桓校尉耿晡發緣辺諸郡兵及烏桓率衆王出塞擊之、(鮮卑伝)
永建六年 (一三一)	漁陽太守又遣烏桓兵擊之、∴烏桓豪人扶漱官勇健、每与鮮卑戰、輒陷敵、詔賜号率衆君、(鮮卑伝)
陽嘉元年 (一三二)	(烏桓校尉) 耿晡遣烏桓親漢都尉戎朱廩・率衆王侯咄焮等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄焮等已下為率衆王・侯・長、賜綵繪各有差、(鮮卑伝)
永和五年 (一四〇)	馬統与中郎將梁並・烏桓校尉王元發緣辺兵及烏桓・鮮卑・羌胡合二万餘人、掩擊破之、∴(南匈奴列伝)
延熹八年 (一六五)	於是以前為中郎將、將幽・冀・黎陽・烏桓步騎二万六千人救球、(度尚伝)

一方、鮮卑の動員は次表の如くである。

建武二十五年(四九)	其後都護偏何等詣(遼東太守) 祭彤求自效功、因令擊北匈奴左伊育訾部、(鮮卑伝)
永平元年(五八)	(遼東太守) 祭彤復賂偏何擊歆志賁、(鮮卑伝)
永平十六年(七三)	騎都尉來苗・護烏桓校尉文穆將太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及烏桓・鮮卑 万一千騎出平城塞、(竇固伝)
永元六年(九四)	護烏桓校尉任尚率烏桓・鮮卑、(和帝紀)
永初三年(一〇九)	又遼東太守耿夔率將鮮卑種衆共擊之、(梁懂伝)
永和五年(一四〇)	馬統与中郎將梁並・烏桓校尉王元發緣边兵及烏桓・鮮卑・羌胡合二万餘人、掩擊破之、…六年春、馬
六年(一四一)	統率鮮卑五千騎到穀城擊之、斬首数百級、(南匈奴列伝)
永和六年(一四二)	又武威太守趙冲亦率鮮卑征討叛羌、(応劭伝)
	武威太守趙冲追擊鞏唐羌、斬首四百餘級、得馬牛羊驢万八千餘頭、羌二千餘人降、詔冲督河西四郡兵 為節度、(西羌伝)

塞外にあった鮮卑は、もっぱら護烏桓校尉もしくは辺郡太守によって統率されている。同様に護烏桓校尉もしくは辺郡太守によって統率された烏桓は塞外にあったものと推定してよからう。元初四年の事例では、烏桓大人於秩居は遼西鮮卑連休と「宿怨」があったと見える。於秩居が塞内にあったのであれば、塞外の連休と敵対を持続することはありえない。

ところが、ここで注目されるのは、中元二年・建初元年・延光元年・延熹八年の事例において、護烏桓校尉・辺郡太守が見えないということである。ことに延光元年の「烏桓騎」は『統漢書』百官志に「宿衛」として見えるそれが特派された可

可能性がある。⁽³⁸⁾ これらの烏桓は塞外から臨時に動員されたものではなく、塞内にあったものであった可能性を主張できよう。

永寿年間以前の烏桓の叛につき今一つ指摘すべきは、烏桓の侵攻が基本的に西方に向かつてなされていることである。漢への侵攻に並行して、西方のより広闊な牧地を求めて西遷を図っていたことがうかがわれる。これと関連して指摘すべきは、雲中・五原を冠した烏桓が見えず、朔方については、永寿年間（一五五～一五八）にようやく朔方郡に内徙したとおぼしき「朔方烏桓」が見えることである。一体、これら諸郡は南匈奴の本拠地であった西河郡のいわば外郭に当たり、その塞外もまた南匈奴の勢力圏であったことは想像に難くない。南匈奴が健在なうちは、烏桓の雲中以西への進出を阻み得たが、永和五年（一四〇）の左部句龍吾斯の叛の際に、使匈奴中郎將陳龜が、南单于の「不能制下」を責めて自殺に追い込むといった事態に窺われるように、二世紀中葉以降、南匈奴は急速に解体しつつあった。永寿年間の朔方烏桓の叛は、屠各胡と協働したもののだが、南匈奴の一部であった屠各胡が⁽³⁹⁾独自の勢力として見える最初の事例でもあり、南匈奴の解体を象徴するものといえる。朔方烏桓はこれに乗じて朔方郡に内徙したものであろう。

第三章 後漢末以降

1 『三国志』『後漢書』の比較

『三国志』烏桓鮮卑東夷伝は、その第一の序文において、匈奴・烏桓・鮮卑の推移を概観し、ついで本文において烏桓・鮮卑をそれぞれ記述し、ついで第二の序文において西域・東夷の推移を概観し、本文において東夷諸国を順次記述している。

第一の序文は次の如くである。

(a) 書載蛮夷猾夏、詩稱玁狁孔熾、久矣其為中国患也、

(b) 秦・漢以來、匈奴久為辺害、孝武雖外事四夷、東平兩越・朝鮮、西討貳師・大宛、開邛笮・夜郎之道、然皆在荒服之外、不能為中国輕重、而匈奴最逼於諸夏、胡騎南侵則三辺受敵、是以屢遣衛・霍之將、深入北伐、窮追单于、奪其饒衍之地、後遂保塞稱藩、世以衰弱、建安中、呼廚泉南单于入朝、遂留内侍、使右賢王撫其国、而匈奴折節、過於漢旧、

(c) 然烏丸・鮮卑稍更彊盛、亦因漢末之乱、中国多事、不遑外討、故得擅〔漢〕〔漠〕南之地、寇暴城邑、殺略人民、北辺仍受其困、

(d) 会袁紹兼河北、乃撫有三郡烏丸、寵其名王而收其精騎、其後尚・熙又逃于蹋頓、蹋頓又驍武、辺長老皆比之冒頓、恃其阻遠、敢受亡命、以雄百蛮、太祖潜師北伐、出其不意、一戰而定之、夷狄懾服、威振朔土、遂引烏丸之衆服従征討、而辺民得用安息、

(e) 後鮮卑大人軻比能復制御群狄、尽收匈奴故地、自雲中・五原以東抵遼水、皆為鮮卑庭、数犯塞寇辺、幽・并苦之、田豫有馬城之困、畢軌有陜北之敗、青龍中、帝乃聽王雄、遣劍客刺之、然後種落離散、互相侵伐、彊者遠遁、弱者請服、由是辺陲差安、〔漢〕〔漠〕南少事、雖時頗鈔盜、不能復相扇動矣、

(f) 烏丸・鮮卑即古所謂東胡也、其習俗、前事、撰漢記者已録而載之矣、故但拏漢末魏初以來、以備四夷之變云、

(a) は序言、(b) は匈奴、(c) は烏桓・鮮卑に対する総論、(d)・(e) は烏桓・鮮卑各論、(f) は漢代以前の烏桓・鮮卑に関する記述を省略する旨を記している。(d) の内容は、本文にほぼ重なる。

一方、『後漢書』は、靈帝期以降の烏桓について、『三国志』の本文を引用している。

『三國志』烏丸鮮卑東夷傳

(1) 漢末、遼西烏丸大人丘力居、衆五千餘落、上谷烏丸大人難樓、衆九千餘落、各稱王、而遼東屬國烏丸大人蘇僕延、衆千餘落、自称峭王、右北平烏丸大人烏延、衆八百餘落、自称汗魯王、皆有計策勇健、

(2) 中山太守張純叛入丘力居衆中、自号弥天安定王、為三郡烏丸元帥、寇略青·徐·幽·冀四州、殺略吏民、靈帝末、以劉虞為州牧、募胡斬純首、北州乃定、

(3) 後丘力居死、子樓班年少、從子蹋頓有武略、代立、總撰三王部、衆皆從其教令、

(4) 袁紹与公孫瓚連戰不決、蹋頓遣使詣紹求和親、助紹擊瓚、破之、紹矯制賜蹋頓·難樓·峭王·汗魯王印綬、皆以為單于、後樓班大、峭王率其部衆奉樓班為單于、蹋頓為王、然蹋頓多画計策、

(5) 広陽閻柔、少沒烏丸·鮮卑中、為其種所歸信、柔乃因鮮卑衆、殺烏丸校尉邢拳代之、紹因寵慰以安北辺、

『後漢書』烏桓鮮卑列傳

(1) 靈帝初、烏桓大人上谷有難樓者、衆九千餘落、遼西有丘力居者、衆五千餘落、皆自称王、又遼東蘇僕延、衆千餘落、自称峭王、右北平烏延、衆八百餘落、自称汗魯王、並勇健而多計策、

(2) 中平四年、前中山太守張純畔、入丘力居衆中、自号弥天安定王、遂為諸郡烏桓元帥、寇掠青·徐·幽·冀四州、五年、以劉虞為幽州牧、虞購募斬純首、北州乃定、

(3) 獻帝初平中、丘力居死、子樓班年少、從子蹋頓有武略、代立、總撰三郡、衆皆從其教令、

(4) 建安初、冀州牧袁紹与前將軍公孫瓚相持不決、蹋頓遣使詣紹求和親、遂遣兵助擊瓚、破之。紹矯制賜蹋頓·難樓·蘇僕延·烏延等、皆以單于印綬、後難樓·蘇僕延率其部衆奉樓班為單于、蹋頓為王、然蹋頓猶秉計策、

(5) 広陽人閻柔、少沒烏桓·鮮卑中、為其種人所歸信、柔乃因鮮卑衆、殺烏桓校尉邢拳而代之。袁紹因寵慰柔、以安北辺、

<p>(6) 後袁尚敗奔蹋頓、憑其勢、復凶冀州、会太祖平河北、柔帥鮮卑・烏丸婦附、遂因以柔為校尉、猶持漢使節、治広甯、太祖登高望虜陳、(柳)〔抑〕軍未進、觀其小動、乃擊破其衆、臨陳斬蹋頓首、死者被野、速附丸・楼班・烏延等走遼東、遼東悉斬、伝送其首、其餘遺迸皆降、及幽州・并州柔所統烏丸万餘落、悉徙其族居中国、帥從其侯王大人種衆与征伐、由是三郡烏丸為天下名騎、</p>	<p>(6) 及紹子尚敗、奔蹋頓、時幽・冀吏人奔烏桓者十万余戸、尚欲憑其兵力、復凶中国、会曹操平河北、閻柔率鮮卑・烏桓婦附、操即以柔為校尉、</p> <p>(7) 建安十二年、曹操自征烏桓、大破蹋頓於柳城、</p>
---	---

(d) の記述内容は、「会袁紹兼河北、乃撫有三郡烏丸、寵其名王而收其精騎」は(4)に、「其後尚・熙又逃于蹋頓」は(6)に、「蹋頓又驍武、辺長老皆比之冒頓、恃其阻遠、敢受亡命、以雄百蛮」は(3)に、「太祖潜師北伐」以下は(7)に重なる。『後漢書』は、(1)「靈帝初」(↑「漢末」)・(2)「中平四年」・「五年」(↑「靈帝末」)・(3)「獻帝初平中」(↑「後」)・(4)「建安初」など紀時を補っている。『三国志』は総じて紀時が粗略である。(7)では、曹操の烏桓遠征の年次、建安十二年を『三国志』は十一年に作り、転写の誤でなければ、これも『三国志』の紀時の粗略を示すものとなる。

(1) について、『三国志』は遼西大人を三郡烏丸の中心とみなして筆頭に置くが、『後漢書』は大小の順に改め、上谷大人を筆頭に置く。

(2) については、『三国志』劉虞伝に、

後車騎將軍張溫討賊辺章等、發幽州烏桓三千突騎、而牢裏逋懸、皆畔還本国、前中山相張純私謂前太山太守張拳曰、今烏桓既畔、皆願為亂、涼州賊起、朝廷不能禁、又洛陽人妻生子兩頭、此漢祚衰尽、天下有兩主之徵也、子若与吾共率烏桓之衆以起兵、庶幾可定大業、拳因然之、四年（一八七）、純等遂与烏桓大人共連盟、攻薊下、燔燒城郭、虜略百姓、殺護烏桓校尉箕稠・右北平太守劉政・遼東太守陽終等、衆至十餘万、屯肥如、拳称天子、純称弥天將軍安定王、移書州郡、云拳当代漢、告天子避位、敕公卿奉迎、純又使烏桓峭王等步騎五万、入青冀二州、攻破清河・平原、殺害吏民、朝廷以虞威信素著、恩積北方、明年（中平五年・一八八）、復拜幽州牧、虞到薊、罷省屯兵、務広恩信、遣使告峭王等以朝恩寬弘、開許善路、又設賞購拳・純、拳・純走出塞、餘皆降散、純為其客王政所殺、送首詣虞、

と見え、『後漢書』劉虞伝もほぼ同文である。⁽⁴⁾『三国志』の「三郡烏丸元帥」を『後漢書』が「諸郡烏桓元帥」に改めるのは、張純の反乱に参加したものが「幽州烏桓」のうち、「三郡烏丸」に限らないという認識に基づくものであろう。辺章の乱は、『後漢書』靈帝紀に、

（中平元年・一八四）十一月、…湟中義從胡北宮伯玉与先零羌叛、以金城人辺章・韓遂為軍帥、攻殺護羌校尉儉徽・金城太守陳懿、…（中平二年・一八五）十一月、張溫破北宮伯玉於美陽、因遣盪寇將軍周慎追擊之、困榆中、又遣中郎將董卓討先零羌、慎・卓並不克、

と見え、また、その際に烏桓ではなく鮮卑の動員を主張する議論があったことは、

中平二年、漢陽賊辺章・韓遂与羌胡為寇、東侵三輔、時遣車騎將軍皇甫嵩西討之、嵩請發烏桓三千人、北軍中候鄒靖上言、烏桓衆弱、宜開募鮮卑、事下四府、大將軍掾韓卓議、以為、烏桓兵寡、而与鮮卑世為仇敵、若烏桓被發、則鮮卑必襲其家、烏桓聞之、当復棄軍還救、非唯無益於実、乃更沮三軍之情、鄒靖居近辺塞、究其慝詐、若令靖募鮮卑輕騎

五千、必有破敵之效、劭駁之曰、鮮卑隔在漠北、犬羊為群、無君長之帥・廬落之居、而天性貪暴、不拘信義、故數犯障塞、且無寧歲、唯至互市、乃來靡服、苟欲中国珍貨、非為畏威懷德、計獲事足、旋踵為害、是以朝家外而不内、蓋為此也、往者匈奴反叛、度遼將軍馬續・烏桓校尉王元弼鮮卑五千餘騎、又武威太守趙冲亦率鮮卑征討叛羌、斬獲醜虜、既不足言、而鮮卑越溢、多為不法、裁以軍令、則忿戾作乱、制御小緩、則陸掠殘害、劫居人、鈔商旅、瞰人牛羊、略人兵馬、得賞既多、不肯去、復欲以物買鉄、辺將不聽、便取縑帛聚欲燒之、辺將恐怖、畏其反叛、辭謝撫順、無敢拒違、今狡寇未殄、而羌為巨害、如或致悔、其可追乎、臣愚以為可募隴西羌胡守善不叛者、簡其精勇、多其牢賞、太守李參沈靜有謀、必能獎厲得其死力、当思漸消之略、不可倉卒望也、韓卓復与劭相難反覆、於是詔百官大会朝堂、皆從劭議、(宥劭伝)に見える。張純の乱は、『三国志』公孫瓚伝

光和(一七八〜一八四)中、涼州賊起、發幽州突騎三千人、假瓚都督行事伝、使將之、軍到薊中、漁陽張純誘遼西烏丸丘力居等叛、劫略薊中、自号將軍、略吏民攻右北平・遼西・〔遼東〕属国諸城、所至殘破、瓚將所領、追討純等有功、遷騎都尉、属国烏丸貪至王率種人詣瓚降、遷中郎將、封都亭侯、進屯属国、与胡相攻撃五六年、丘力居等鈔略青・徐・幽・冀、四州被其害、瓚不能禦、朝議以宗正東海劉伯安既有德義、昔為幽州刺史、恩信流著、戎狄附之、若使鎮撫、可不勞衆而定、乃以劉虞為幽州牧、虞到、遣使至胡中、告以利害、責使送純首、丘力居等聞虞至、喜、各遣訊自歸、瓚害虞有功、乃陰使人徼殺胡使、胡知其情、間行詣虞、虞上罷諸屯兵、但留瓚將步騎万人屯右北平、純乃棄妻子、逃入鮮卑、為其客王政所殺、送首詣虞、封政為列侯、虞以功即拜太尉、封襄賁侯、会董卓至洛陽、遷虞大司馬、瓚奮武將軍、封薊侯、および、『後漢書』公孫瓚伝

中平(一八四〜一八九)中、以瓚督烏桓突騎、車騎將軍張温討涼州賊、会烏桓反畔、与賊張純等攻撃薊中、瓚率所領追討純等有功、遷騎都尉、張純復与畔胡丘力居等寇漁陽・河間・勃海、入平原、多所殺略、瓚追擊戰於属国石門、虜遂大

敗、棄妻子踰塞走、悉得其所略男女、瓚深入無繼、反為丘力居等所困於遼西管子城、二百餘日、糧尽食馬、馬尽煮弩楯、力戰不敵、乃与士卒辞訣、各分散還、時多雨雪、隊阬死者十五六、虜亦飢困、遠走柳城、詔拜瓚降虜校尉、封都亭侯、復兼領属国長史、職統戎馬、連接辺寇、每聞有警、瓚輒厲色憤怒、如赴讎敵、望塵奔逐、或繼之以夜戰、虜識瓚声、憚其勇、莫敢抗犯、瓚常与善射之士数十人、皆乘白馬、以為左右翼、自号白馬義從、烏桓更相告語、避白馬長史、乃画作瓚形、馳騎射之、中者咸称万歳、虜自此之後、遂遠竄塞外、瓚志埽滅烏桓、而劉虞欲以恩信招降、由是与虞相忤、にも見える。かなりの出入りがあり、『後漢書』は『三国志』の「光和」を「中平」に訂正している。やはり『三国志』の紀時の粗略を示すものである。

張純の乱が平定された中平六年（一八九）には靈帝が崩じ、後漢の中央政府は実質的にその機能を停止する⁽⁴³⁾。幽州では、劉虞と公孫瓚の対立が始まるが、その原因には『後漢書』公孫瓚伝に見えるように、両者の対烏桓政策の相違があった。ついで、初平二年（一九一）には、同年冀州を掌握した袁紹と公孫瓚が開戦する。初平四年（一九三）、公孫瓚は劉虞を殺害するが⁽⁴⁴⁾、

劉虞從事漁陽鮮于輔等、合率州兵、欲共報瓚、輔以燕国閻柔素有恩信、推為烏桓司馬、柔招誘胡漢数万、与瓚所置漁陽太守鄒丹戰于潞北、斬丹等四千餘級、烏桓峭王感虞恩德、率種人及鮮卑七千餘騎、共輔南迎虞子和、与袁紹將麴義合兵十万、共攻瓚、（『後漢書』公孫瓚伝⁽⁴⁵⁾）

と、劉虞の属吏であった鮮于輔や、閻柔・「烏桓峭王」すなわち遼東属国烏桓大人蘇僕延らの抵抗を破ることとなる⁽⁴⁶⁾。『漢晋春秋』（『三国志』公孫瓚伝注）

袁紹与瓚書曰、…又烏丸・濊貊、皆足下同州、僕与之殊俗、各奮迅激怒、争為鋒銳、又東西鮮卑、拳踵来附、此非孤德所能招、乃足下驅而致之也、

の、烏桓・濊貊（高句麗⁴⁷）の公孫瓚への敵対、鮮卑の袁紹への帰順もこれと一連の状況であろう。公孫瓚は、興平二年（一九五）に袁紹に大敗し、建安四年（一九八）に滅亡している。

また、鮮于輔と同じく劉虞の属吏であった田疇が、劉虞の死後、右北平無終に帰郷した際の逸話として、『三国志』田疇伝に、

疇得北帰、率拳宗族他附從數百人、掃地而盟曰、君仇不報、吾不可以立於世、遂入徐無山中、營深險平敞地而居、躬耕以養父母、百姓歸之、數年間至五千餘家、疇謂其父老曰、諸君不以疇不肖、遠來相就、衆成都邑、而莫相統一、恐非久安之道、願推挾其賢長者以為之主、皆曰、善、同僉推疇、疇曰、今來在此、非苟安而已、將圖大事、復怨雪恥、竊恐未得其志、而輕薄之徒自相侵侮、偷快一時、無深計遠慮、疇有愚計、願與諸君共施之、可乎、皆曰、可、疇乃為約束相殺傷・犯盜・諍訟之法、法重者至死、其次抵罪、二十餘條、又制為婚姻嫁娶之礼、興拳學校講授之業、班行其衆、衆皆便之、至道不捨遺、北辺翕然服其威信、烏丸・鮮卑並各遣使致貢遺、疇悉撫納、令不為寇、袁紹數遣使招命、又即授將軍印、因安輯所統、疇皆拒不（当）〔受〕、紹死、其子尚又辟焉、疇終不行、疇常忿烏丸昔多賊殺其郡冠蓋、有欲討之意而力未能、

と見える。⁴⁸

（3）につき『後漢書』が「猷帝初平（一九〇）〜一九三」中を補うのは、丘力居の活動が、中平六年（一八九）に平定された張純の乱を最後に見えなくなっているからであろう。

（4）は袁紹の公孫瓚打倒に烏桓が関与したことを記す。『三国志』「蹋頓・難」[楼]・峭王・汗魯王」を、『後漢書』は「蹋頓・難楼・蘇僕延・烏延等」に作り、中華書局本は沈家本の校記に従い、『三国志』の「難」を衍字とするが、むしろ趙一清『三国志注補』に従い、「楼」を脱したものと考えるべきである。袁紹の烏桓大人への仮授のことは、裴松之注に引く王

祭『英雄記』

紹遣使即拜烏丸三王為单于、皆安車・華蓋・羽旄・黃屋・左纛、版文曰、使持節大將軍督幽・青・并領冀州牧阮鄉侯紹、承制詔遼東属国率衆王頌下烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維、乃祖慕義遷善、款塞内附、北捍獯狁、東拒濊貊、世守北陲、為百姓保障、雖時侵犯王略、命將徂征厥罪、率不旋時、悔愆變改、方之外夷、最又聰惠者也、始有千夫長・百夫長以相統領、用能悉乃心、克有勳力於国家、稍受王侯之命、自我王室多故、公孫瓚作難、殘夷厥土之君、以侮天慢主、是以四海之内、並執干戈以衛社稷、三王奮氣裔土、忿姦憂国、控弦与漢兵為表裏、誠甚忠孝、朝所嘉焉、然而虎兕長蛇、相隨塞路、王官爵命、否而無聞、夫有勳不賞、俾勤者怠、今遣行謁者楊林、齎单于璽綬車服、以对爾勞、其各綏靜部落、教以謹慎、無使作凶作慝、世復爾祀位、長為百蛮長、厥有咎有不臧者、泯於爾祿、而喪於乃庸、可不勉乎、烏桓单于都護部衆、左右单于受其節度、他如故事、

にも見え、難楼は含まれない。「蹋頓・難楼」も、原資料の段階では、「難楼」を持たず、『三国志』は(1)が上谷大人難楼を烏桓の最大勢力としていたため、これを原資料の遺漏と判断して「難楼」を補い、『後漢書』はそれを引用したものであろう。さらに、『三国志』の「峭王率其部衆奉楼班為单于」をも『後漢書』は「難楼・蘇僕延率其部衆奉楼班為单于」に作り、難楼を加えている。なお『英雄記』の「汗盧維」は汗魯(王)烏延の異訳であろう。

『三国志』「皆以為单于」について、武帝記

三郡烏丸承天下乱、破幽州、略有漢民合十餘万户、袁紹皆立其西豪為单于、以家人子為己女、妻焉、遼西单于蹋頓尤彊、為紹所厚、故尚兄弟婦之、数入塞為害、

では蹋頓を「遼西单于」と称するが、『英雄記』は、烏桓单于・左右单于に作る。(1)の遼西五千餘落・遼東属国千餘落・右北平八百餘落という勢力の大小とその所在地から、遼西烏桓大人が烏桓单于、遼東属国烏桓大人が左单于、右北平烏桓大

人が右单于となったものであろう。また『英雄記』では、袁紹が遼東属国率衆王すなわち峭王に詔し、それを遼西率衆王・右北平率衆王に伝達させている。⁽⁴⁹⁾ 峭王については、上掲の『後漢書』劉虞伝に、張純の乱の際に劉虞に帰順したこと、ついで閻柔とともに公孫瓚と交戦したことが見え、劉虞に最も宥和的であった。そのため、公孫瓚と対立した袁紹にも早く接近し、袁紹とほかの烏丸王を仲介したのであろう。

ついで、(4)には峭王が、遼西烏丸大人丘力居の子である楼班を单于に推戴し、蹋頓が王に降格したとあるが、果たして、後掲の『三国志』武帝紀では蹋頓が称号を附さないのに対し、楼班を「遼西单于」と称している。

及北征三郡、純部騎獲单于蹋頓、(曹仁伝)

従征袁尚於柳城、卒与虜遇、遼勸太祖戰、氣甚奮、太祖壯之、自以所持麾授遼、遂擊、大破之、斬单于蹋頓、(張遼伝) などが、蹋頓を「单于」と称するのは、一時烏桓单于であったことからそのまま通称したものであろう。楼班擁立は、丘力居—楼班という王統を、蹋頓の「武略」に優先するものだが、烏桓大人位の世襲はここによりやく初見する。

(5) (6)の閻柔については、『三国志』公孫瓚伝に、

鮮于輔將其衆奉王命、以輔為建忠將軍、督幽州六郡、太祖与袁紹相拒於官渡、閻柔遣使詣太祖受事、遷護烏丸校尉、而輔身詣太祖、拜左度遼將軍、封亭侯、遣還鎮撫本州、太祖破南皮、柔將部曲及鮮卑献名馬以奉軍、従征三郡烏丸、以功封関内侯、輔亦率其衆従、文帝踐阼、拜輔虎牙將軍、柔度遼將軍、皆進封縣侯、位特進、

と見える。⁽⁵⁰⁾ 建安四年(一九九)の公孫瓚滅亡ののち、袁紹は幽州を掌握するが、建安五年(二〇〇)、官渡の戦で曹操に敗戦し、七年(二〇二)に薨ずる。この頃の烏桓の動向として、『三国志』牽招伝に、

太祖將討袁譚、而柳城烏丸欲出騎助譚、太祖以招嘗領烏丸、遣詣柳城、到、值峭王嚴、以五千騎当遣詣譚、又遼東太守公孫康自称平州牧、遣使韓忠齋单于印綬往假峭王、峭王大会群長、忠亦在坐、峭王問招、昔袁公言受天子之命、假我為

单于、今曹公復言当更白天子、仮我真单于、遼東復持印綬来、如此、誰当為正、招答曰、昔袁公承制、得有所拜仮、中間違錯、天子命曹公代之、言当白天子、更仮我真单于、是也、遼東下郡、何得擅称拜仮也、忠曰、我遼東在滄海之東、擁兵百万、又有扶餘・濊貊之用、当今之勢、疆者為右、曹操独何得為是也、招呵忠曰、曹公允恭明哲、翼戴天子、伐叛柔服、寧靜四海、汝君臣頑嚚、今恃險遠、背違王命、欲擅拜仮、侮弄神器、方当屠戮、何敢慢易咎毀大人、便捉忠頭頓築、拔刀欲斬之、峭王驚怖、徒跣抱招、以救請忠、左右失色、招乃還坐、為峭王等説成敗之效、禍福所帰、皆下席跪伏、敬受敕教、便辞遼東之使、罷所嚴騎、

と見える。曹操は、建安十年（二〇五）には冀州・幽州を平定し、袁尚・袁熙は蹋頓のもとに亡命する。一方で、鮮于輔・閻柔はこの間に曹操に帰順し、左度遼將軍・護烏丸校尉を拜している。このため、三郡烏丸とは敵対關係に陥り、『三国志』武帝紀／建安十年には、

夏四月、…故安趙犢・霍奴等殺幽州刺史・涿郡太守、三郡烏丸攻鮮于輔於獿平、秋八月、公征之、斬犢等、乃渡潞河救獿平、烏丸奔走出塞、

と見える。従つて、(6)の、閻柔に従つて曹操に帰附した烏桓とは、「三郡烏丸」を除く、漁陽以西の烏桓を指すものとなる。『後漢書』袁紹伝には遡つて初平四年（一九三）の事件として、「遂与黒山賊張燕及四營屠各・鴈門烏桓戰於常山」に鴈門烏桓が見える。

『後漢書』は、(6)では、「時幽・冀吏人奔烏桓者十万餘戸」を補い、また『三国志』の「復凶冀州」を「復凶中国」に作り、(7)では『三国志』に見える曹操の烏桓遠征の部分を大幅に省略する一方で、「死者被野」を具体的に「首虜二十餘万人」に改める。また「速附丸・楼班・烏延等」を「袁尚与楼班、烏延等」に改め、「遼東」を「遼東太守公孫康」と補っている。「速附丸」はここにしか見えないため、袁尚に改めたものであろうが、『三国志』武帝紀／建安十二年（二〇七）

將北征三郡烏丸、諸將皆曰、袁尚、亡虜耳、夷狄貪而無親、豈能為尚用、今深入征之、劉備必說劉表以襲許、万一為變、事不可悔、惟郭嘉策表必不能任備、勸公行、夏五月、至無終、秋七月、大水、傍海道不通、田疇請為鄉導、公從之、引軍出盧龍塞、塞外道絕不通、乃塹山堙谷五百餘里、經白檀、歷平岡、涉鮮卑庭、東指柳城、未至二百里、虜乃知之、尚・熙與蹋頓・遼西单于楼班・右北平单于能臣抵之等將数万騎逆軍、八月、登白狼山、卒与虜遇、衆甚盛、公車重在後、被甲者少、左右皆懼、公登高、望虜陳不整、乃縱兵擊之、使張遼為先鋒、虜衆大崩、斬蹋頓及名王已下、胡・漢降者二十餘万口、遼東单于速僕丸及遼西・北平諸豪、棄其種人、与尚・熙奔遼東、衆尚有数千騎、初、遼東太守公孫康恃遠不服、及公破烏丸、或說公遂征之、尚兄弟可禽也、公曰、吾方使康斬送尚・熙首、不煩兵矣、九月、公引兵自柳城還、康即斬尚・熙及速僕丸等、伝其首、諸將或問、公還而康斬送尚・熙、何也、公曰、彼素畏尚等、吾急之則并力、緩之則自相凶、其勢然也、

では遼東单于「速僕丸」に作り、上文の遼東属国烏丸大人「蘇僕延」の同音異訳となる。一方、「右北平单于能臣抵」は、(1)に「右北平烏丸大人」「汗魯王」と見える烏延とは懸隔が大きく、右北平单于(大人)はすでに交代していたものである。『魏書』は不用意に烏延を補ったものとなる。

(7)の遼東公孫氏と烏桓の關係については、『三国志』公孫度伝

公孫度字升濟、本遼東襄平人也、…度起玄菟小吏、為遼東郡所輕、先時、属国公孫昭守襄平令、召度子康為伍長、度到官、收昭、笞殺于襄平市、郡中名豪大姓田韶等宿遇無恩、皆以法誅、所夷滅百餘家、郡中震慄、東伐高句驪、西擊烏丸、威行海外、

に見える。

その一方で、『後漢書』が(7)の「及幽州・并州柔所統烏丸」「帥從其侯王大人種衆与征伐、由是三郡烏丸為天下名騎」

および(8)を削除しているのは、これらが魏代に降るからであろう。

(7) 以後については、『三国志』武帝紀

(十二年・二〇七) 十一月至易水、代郡烏丸行单于普富盧、上(郡)〔谷〕烏丸行单于那楼将其名王来賀、

(二十一年・二一六) 五月、代郡烏丸行单于普富盧与其侯王来朝、

(二十三年・二一八) 夏四月、代郡・上谷烏丸無臣氏等叛、遣鄢陵侯彰討破之、

に、代郡烏桓・上谷烏桓が見える。建安十二年の「那楼」は(1)の「難楼」の異訳であろう。建安二十三年の代郡烏桓の叛は、鮮卑伝

後代郡烏丸能臣氏等叛、求属扶羅韓、扶羅韓将万余騎迎之、到桑乾、氏等議、以為扶羅韓部威禁寬緩、恐不見濟、更遣人呼軻比能、比能即将万余騎到、当共盟誓、比能便於会上殺扶羅韓、扶羅韓子泄婦泥及部衆悉属比能、比能自以殺婦泥父、特又善遇之、步度根由是怨比能、

後代郡烏丸反、比能復助為寇害、太祖以鄢陵侯彰為驍騎將軍、北征、大破之、比能走出塞、後復通貢獻、に見えるように、鮮卑の支援を得たものであり、

鄢陵侯彰北征烏丸、文帝在東宮、為書戒彰曰、為将奉法、不当如征南邪、(曹仁伝)

二十三年、代郡烏丸反、以彰為北中郎將、行驍騎將軍、臨發、太祖戒彰曰、居家為父子、受事為君臣、動以王法從事、爾其戒之、彰北征、入涿郡界、叛胡数千騎卒至、時兵馬未集、唯有步卒千人、騎数百匹、用田豫計、固守要隙、虜乃退散、彰追之、身自搏戰、射胡騎、応弦而倒者前後相属、戰過半日、彰鎧中数箭、意氣益厲、乘勝逐北、至于桑乾、去代二百餘里、長史諸將皆以為新涉遠、士馬疲頓、又受節度、不得過代、不可深進、違令輕敵、彰曰、率師而行、唯利所在、何節度乎、胡走未遠、追之必破、從令縱敵、非良將也、遂上馬、令軍中、後出者斬、一日一夜与虜相及、擊、大破之、

斬首獲生以千數、彰乃倍常科大賜將士、將士無不悅喜、時鮮卑大人軻比能將數萬騎觀望疆弱、見彰力戰、所向皆破、乃請服、北方悉平、時太祖在長安、召彰詣行在所、彰自代過鄴、太子謂彰曰、卿新有功、今西見上、宜勿自伐、應對常若不足者、彰到、如太子言、歸功諸將、太祖喜、持彰鬚曰、黃鬚兒竟大奇也、(任城威王彰傳)

時代郡大乱、以潜為代郡太守、烏丸王及其大人、凡三人、各自称单于、專制郡事、前太守莫能治正、太祖欲授潜精兵以鎮討之、潜辞曰、代郡戸口殷衆、士馬控弦、動有万數、单于自知放横日久、内不自安、今多將兵往、必懼而拒境、少將則不見憚、宜以計謀圖之、不可以兵威迫也、遂单車之郡、单于驚喜、潜撫之以静、单于以下脱帽稽顙、悉還前後所掠婦女・器械・財物、潜案誅郡中大吏与单于為表裏者郝温・郭端等十餘人、北辺大震、百姓帰心、在代三年、還為丞相理曹掾、太祖褒称治代之功、潜曰、潜於百姓雖寛、於諸胡為峻、今計者必以潜為理過嚴、而事加寛惠、彼素驕恣、過寛必弛、既弛又将撰之以法、此訟争所由生也、以勢料之、代必復叛、於是太祖深悔還潜之速、後數十日、三单于反問至、乃遣鄴陵侯彰為驍騎將軍征之、(裴潜傳)

にも見える。ついで、『魏略』(『三国志』梁習伝注引)

至(建安)二十二年(二一七)、太祖拔漢中、諸軍還到長安、因留騎督太原烏丸王魯昔、使屯池陽、以備廬水、昔有愛妻、住在晋陽、昔既思之、又恐遂不得帰、乃以其部五百騎叛還并州、留其餘騎置山谷間、而单騎独入晋陽、盜取其妻、已出城、州郡乃覺、吏民又畏昔善射、不敢追、習乃令從事張景、募鮮卑使逐昔、昔馬負其妻、重騎行遲、未及与其衆合、而為鮮卑所射死、始太祖聞昔叛、恐其為乱於北辺、会聞已殺之、大喜、

には、太原烏桓が見える。ついで、

文帝初、北狄彊盛、侵擾辺塞、乃使豫持節護烏丸校尉、…又烏丸王骨進桀黠不恭、豫因出塞案行、单將麾下百餘騎入進部、進逆拜、遂使左右斬進、顯其罪惡以令衆、衆皆怖懼不敢動、便以進弟代進、自是胡人破胆、威震沙漠、(田豫伝)

大軍欲征呉、召招還、至、值軍罷、拜右中郎將、出為雁門太守、郡在辺陲、雖有候望之備、而寇鈔不斷、招既教民戰陳、又表復烏丸五百餘家租調、使備鞍馬、遠遣偵候、虜每犯塞、勒兵逆擊、來輒摧破、於是吏民胆氣日銳、荒野無虞、又構間離散、使虜更相猜疑、鮮卑大人步度根・泄帰泥等与軻比能為隙、將部落三萬餘家詣郡附塞、敕令還擊比能、殺比能弟苴羅侯、及叛烏丸帰義侯王同・王寄等、大結怨讎、(牽招伝)

は、文帝期(二二〇〜二二七)の状況を伝える。

ついで、烏丸伝の末尾に附された注の引く『魏略』に、

右北平烏丸单于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留葉、昔随袁尚奔遼西、聞儉軍至、率衆五千餘人降、寇婁敦遣弟阿羅(獎)〔槃〕等詣闕朝貢、封其渠帥三十餘為王、賜輿馬繒采各有差、

とあり、毋丘儉の遼東遠征は、

(景初元年・二三七) 七月、…遣幽州刺史毋丘儉率諸軍及鮮卑・烏丸屯遼東南界、璽書徵公孫淵、淵發兵反、儉進軍討之、会連雨十日、遼水大漲、詔儉引軍還、右北平烏丸单于寇婁敦・遼西烏丸都督王護留等居遼東、率部衆随儉内附、己卯、詔遼東将吏士民為淵所脅略不得降者、一切赦之、(『三国志』明帝紀)

青龍中、帝因討遼東、以儉有幹策、徙為幽州刺史、加度遼將軍・使持節・護烏丸校尉、率幽州諸軍至襄平、屯遼隧、右北平烏丸单于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留等、昔随袁尚奔遼東者、率衆五千餘人降、寇婁敦遣弟阿羅槃等詣闕朝貢、封其渠率二十餘人為侯・王、賜輿馬繒綵各有差、公孫淵逆与儉戰、不利、引還、明年、帝遣太尉司馬宣王統中軍及儉等衆數万討淵、定遼東、儉以功進封安邑侯、食邑三千九百戸、(『三国志』毋丘儉伝)

にも見える。

2 後漢末以降の烏桓

『後漢書』鮮卑伝は、永寿二年（一五六）から光和元年（一七八）の間に、鮮卑檀石槐の漢への入寇を記す。檀石槐の勢力圏については、

因南抄縁辺、北拒丁零、東卻夫餘、西擊烏孫、尽挾匈奴故地、東西万四千餘里、南北七千餘里、網羅山川水沢塩池、とあり、とくに漢の縁辺に迫ったことは、塞外にあった烏桓の内徙を促したものと思われる。

対するに、後漢の边防は二世紀中葉以降、急速に弱体化しつつあった。すなわち、永和五年（一四〇）の南匈奴左部句龍の乱に際しては、「乃徙西河治離石、上郡治夏陽、朔方治五原」（『後漢書』南匈奴列伝）という措置が採られ、ついで

靈帝末、羌胡大擾、定襄・雲中・五原・朔方・上郡等五郡並流徙分散、建安十八年、省入冀州、二十年、始集塞下荒地立新興郡、後又分上党立樂平郡、魏黄初元年、復置并州、自陘嶺以北並棄之、至晋因而不改、（『晋書』地理志）

と、靈帝末年―靈帝の崩御は中平六年（一八九）―には雲中郡以西の北辺五郡が放棄されている。

後漢末における烏桓の内徙を確言できる早い事例としては、

時遼東烏桓反叛、復転遼東太守、烏桓望風率服、迎拜於界上、（『後漢書』种嵩伝）

がある。种嵩の遼東太守在任は桓帝初年に当⁵³たり、あるいは檀石槐の漢への侵攻に先立ち、鮮卑の圧迫で、烏桓の内徙がすでに開始されていたものであろう。後漢初年にすでに遼東徼外に烏桓が見えなくなっていたことは上述の如くであり、遼西以西の徼外にあった烏桓が遼東郡内に内徙したものとらう。

『後漢書』烏桓伝には、「靈帝初」―靈帝の元年は建寧元年（一六八）―の書き出しで、遼東属国・遼西・右北平・上谷の烏桓大人を列挙する。これらの烏桓は塞外にも根拠地を有している。そのことは、「数入塞為害」「烏丸奔走出塞」（『三国志』

武帝紀)などの記述に窺われるが、その一方で、張純の乱の際に、公孫瓚に敗れた遼西烏桓大人が「妻子を棄て塞を踰え」て逃亡した(『後漢書』公孫瓚伝)、中平五年(一八八)、遼東属国大人の支持を失った張純が「出塞」した(『三国志』劉虞伝)などの記述もあり、この時期までにはいわゆる三郡烏丸は妻子をともなつて居住するなど塞内にも確乎たる根拠地を構築するに至っている。さらに、建安十二年(二〇七)の三郡烏丸遠征の際に曹操がもつぱら塞外を進軍したのは、この時点で烏桓がもつぱら塞内に居住していたからである。

やや降つて魏の初年には、烏丸王骨進(『三国志』田豫伝)・叛烏丸婦義侯王同・王寄(『三国志』牽招伝)のように塞外に拠るものもなおあったが、その一方で、太原烏丸王魯昔(『三国志』梁習伝引『魏略』)や代郡の「烏丸王及其大人、凡三人」(『三国志』裴潜伝)などは完全に内徙しており、また鴈門郡では「又表復烏丸五百餘家租調」と、烏桓が租調を負担するに至っており、烏桓の内徙が進んだことがわかる。

留意すべきは、上掲の遼東烏桓が後漢末以降見えなくなっていることである。これは、中平元年(一八四)に遼東太守となつた公孫度につき「西攻烏桓」(『三国志』公孫度伝)と見えるように、遼東公孫氏に駆逐されたものであろう。

その一方で、注目されるのは、まずは上掲の中平二年(一八五)の辺章の乱の際の言説「烏桓兵寡、而与鮮卑世為仇敵、若烏桓被発、則鮮卑必襲其家」「鮮卑隔在漠北、犬羊為群、無君長之帥・廬落之居」(『後漢書』応劭伝)である。烏桓動員の留守にその居住地を鮮卑が襲撃することが危惧されており、これら烏桓がなお塞外に居住地を有したことがわかる。一方で、鮮卑は君長なく漠北にあつたとあり、光和年間(一七八〜一八四)の檀石槐の死後、鮮卑が分裂状態に陥り、むしろ後退していたことを窺わせる。同様の情況は、『三国志』鮮卑伝の、

素利・弥加・厥機皆為大人、在遼西・右北平・漁陽塞外、道遠初不為辺患、然其種衆多於比能、

にも見える。建安十二年の曹操の三郡烏丸平定以前の情況であり、遼西・右北平・漁陽塞外では大人のもとに結集された烏

桓が勢力を強化し、鮮卑を後退させたことが窺える。また『三国志』烏丸鮮卑東夷伝「自伯固時、數寇遼東、又受亡胡五百餘家」に窺われるように、この時期、高句麗が遼東に攻勢を仕掛けたことも、遼東塞外からの鮮卑の後退を促したものであろう。

結語

烏桓史の研究は、現時点では、もっぱら中国文献に依存するよりない。鮮卑考古学の盛行に対し、烏桓については確実な考古学的資料がなお獲得されていない。すなわち、一九六〇年に報告が公刊された遼寧西豊西岔溝墓群を烏桓に比定する説があり、⁽⁵⁵⁾一九九〇年に河北灤縣塔坨村で発見された墓地を曹操が内徙した三郡烏丸の遺跡とする説が提唱されているが、前者についてはこれを夫餘に比定する説も積極的には否定できず、⁽⁵⁷⁾またいずれの遺跡も現時点ではむしろ孤立した事例とすべきである。⁽⁵⁸⁾

本稿では、『後漢書』烏桓伝をそれに先行する王沈『魏書』・陳寿『三国志』と比較し、それを手がかりに魏の初年までの烏桓の推移を概観した。『魏書』は後漢の記述の中に魏の後代的な状況を多分に取り入れている。『魏書』の記述を無批判に用いた結果、後漢における烏桓のありかたにかなりの誤解が生じていたことが了解されたであろう。同様の状況は実は鮮卑の部分にも多く認められ、近年、考古学的知見の蓄積とともに展開しつつある魏晋から五胡十六国時代における鮮卑史の理解にも実は深刻な影響を及ぼしている。従来十分にはなされていなかった文献の分析はなお多くの新知見をもたらさう。

本稿ではとくに、前二世紀から後三世紀前半に及ぶ烏桓の推移を、その所在に重点を置いて検討した。漢の匈奴左地撃破、

漢・匈奴の講和に基づく匈奴の支配再編、匈奴の南北分裂、北匈奴の西遷、南匈奴の解体など、後二世紀中葉までの烏桓の動向は北方における最大勢力であった匈奴の盛衰に制約されていたことがあらためて確認された。ついで二世紀後半における鮮卑檀石槐の出現が烏桓の内徙を促進し、ついで檀石槐死後の鮮卑の混乱が、一時的な烏桓の復調と鮮卑の後退をもたらしたことで、さらに遼東方面では高句麗の伸長も一定の影響力をもったことなどを推定した。いわば自明のことだが、マンチュリア・モンゴリアの形勢は、中華対北族という「中国史」の文脈もさることながら、むしろ外蒙古における北族最大勢力の盛衰が内蒙古・東北の推移をも規定するという文脈で理解する必要がある。

その点問題となるのは、とりわけ北匈奴西遷から柔然の登場に至る二〜四世紀の外蒙古の状況がほとんど不明であることである。中華の後退を反映して中国文献の記述はほとんど空白であり、とりわけモンゴル国についてはこの時期を対象とした考古学的調査研究がほとんど報告されていない。こうした資料的制約を十分にわきまえつつ無理のない議論を進める必要がある。

注

- (1) これらの訳注としては、河内良弘一九七一がある。
- (2) さらに近年の研究としては、沢田勲二〇〇五・成永娜二〇〇八がある。
- (3) 魏堅編二〇〇四・孫危二〇〇七。
- (4) 魏晋時代には「烏丸」と表記される。文献による「烏桓」「烏丸」の使い分けについては内田一九四三→一九七五参照。『漢書』地理志は「烏丸」に作り、漢代にも「烏丸」の表記が無かったわけではない。魏に入って「烏丸」を専用するようになった原因としては、魏文帝

曹丕の字が「子桓」であったため、「桓」の使用を避けたものかと思われる。中国中世に避字の風があったことは、『左伝』桓六「周人以諱事神、名、終將諱之」の孔穎達正義「古者諱名不諱字、礼以王父字為氏、明其不得諱也、屈原云、朕皇考曰伯庸、是不諱之驗也」に、上古の「不諱字」をわざわざ解説することにかがわれる。なお羅福頤編一九八七は、新印・「新保塞烏桓栗黎邑率衆侯印」(六五六)、漢印・「漢保塞烏桓率衆長」(一二五一〜五四)・「漢烏桓率衆長」(二二五五)、魏印・「魏烏丸率善邑長」(二四〇二)・「魏烏丸率善任長」(二四〇三〜〇六)・「魏烏丸率善佰長」(一四〇七〜一二)、晋印・「晋

烏丸婦義侯(一九九二～九三)・「晋烏丸率善善邑長」(一九九四～二〇〇〇)・「晋烏丸率善任長」(二〇〇〇)・「晋烏丸率善伯長」(二〇〇一～〇三)を収録する。

(5) この記述の前の「孝昭始元中」を書き出しとする一節の最後に「兵誅烏桓」の一句があるが、この災異と相関する燕王旦の謀叛とは無関係の行文である。

(6) 景武昭宣元成功臣表「信成侯王定 以匈奴烏桓屠翥单于子左大將軍率衆降、侯、千六百戸、後坐弟謀反、削百五戸、五鳳二年(前五六)九月癸巳封、十二年薨」の信成侯は、匈奴伝「呼韓邪单于左大將烏厲屈与父呼遼累烏厲温敦皆見匈奴乱、率其衆数万人南降漢、封烏厲屈為新城侯、烏厲温敦為義陽侯」の新城侯に当たりますが、『漢書補注』に引く沈欽韓説が指摘するように、その名は「王定」ではなく「烏厲屈」であり、「屠翥单于」は「屠者单于」の誤で、かつ屠者单于の子については、匈奴伝に「都隆奇乃与屠者少子右谷蠡王姑瞞楼頭亡帰漢」と見え、烏厲温敦の子たる烏厲屈とは別人である。要するにこの部分はかなり混乱している。

(7) その他匈奴伝には、「建平四年(前三)……黄門郎揚雄上書諫曰、……往時嘗屠大宛之城、蹈烏桓之壘、探姑繪之壁、籍蕩姐之場、艾朝鮮之旃、拔兩越之旗、近不過旬月之役、遠不離二時之勞、固已犁其庭、掃其閭、郡縣而置之、雲徹席卷、後無餘苗」(『前漢紀』元寿二年(前一)にもほぼ同文)・「始建国二年・一〇)時戊己校尉史陳良・終帶・司馬丞韓玄・右曲候任商等見西域頗背叛、聞匈奴欲大侵、恐并死、即謀劫略吏卒数百人、共殺戊己校尉刀護、遣人与匈奴南犁汗王南將軍相聞。匈奴南將軍二千騎入西域迎良等、良等尽脅略戊己校尉史士男女二千餘人入匈奴。玄・商留南將軍所、良・帶徑至单于庭、人衆

別置零吾水上田居、单于号良・帶曰烏桓都將軍、留居单于所、数呼与飲食」に「烏桓」が見える。前者の「蹈烏桓之壘」は、ともに西域に関わる「屠大宛之城」「探姑繪之壁」に挟まれており、同じく西域の地名である可能性がある。後者の「烏桓都將軍」の「烏桓」につき、内田一九四三→一九七五は、『後魏書』官氏志「其諸方雜人來附者、総謂之烏丸」を根拠に、上掲景武昭宣元成功臣表「信成侯王定 以匈奴烏桓屠翥单于子左大將軍率衆降」の「烏桓」とともに「帰順來附の意味」とする。『後魏書』の記述に対する立ち入った議論は割愛せざるを得ないが、烏桓人が貶意を含んだ「來附」を自称したとは考えがたい。「烏桓都將軍」は、むしろ匈奴の地にあつた烏桓人に関わる官職であろう。

(8) 久保一九六三は、前漢武帝期における護烏桓校尉の設置を否定する。『史記』『漢書』に見えないことを一つの論拠とするが、これらに東北アジアに関する記述が乏しいことは、吉本二〇〇九に指摘したとおりである。また、「始復」を不可解として、烏桓伝「臣愚以為宜復置烏桓校尉」「於是始復置校尉於上谷甯城」の「復」をとともに衍字とするが、『史記』楚世家「秦始復疆」をはじめとして「始復」の用例は枚挙に暇がない。

(9) 『漢書』匈奴伝「其(明)年(元狩四年・前一一九)……票騎之出代二千餘里、与左王接戰、漢兵得胡首虜凡七万餘人、左王將皆遁走、票騎封於狼居胥山、禪姑衍、臨翰海而還」。

(10) 『後漢書』光武帝紀「(建武二十年)匈奴寇上党・天水、遂至扶風」・南匈奴列伝「二十年、遂至上党・扶風・天水」には烏桓は見えない。
 (11) 『東觀漢記』馬援伝「馬援曰、方今匈奴・烏桓尚擾北辺、欲自請擊之、男兒要当死於辺野、以馬革裹尸還墓耳、何能臥床上在兒女子手中耶、

- 故人孟冀曰、諒為烈士、当如此矣。『東觀漢記』については、呉樹平一九八七を用いる。
- (12) 「漢紀」は荀悦『前漢紀』を指すが、この一節は現行本『前漢紀』には見えない。そのためか、『漢書注』韓彭英盧呉伝では「如淳曰、為東胡王而降也、東胡、烏丸也」と、『漢紀』が外されている。
- (13) 「三郡」は遼西・遼東属国・右北平を指す。方北辰二〇〇五を参照。
- (14) 馬長寿一九六二・林幹一九八九はつとに『遼史』地理志の烏州に言及している。烏州および烏丸山に関わる考証は、張修桂・頼青寿二〇〇一を見よ。
- (15) 張博泉一九八四。
- (16) 内田一九四三→一九七五・米文平一九九八。
- (17) 米文平一九八二。
- (18) 嘎仙洞附近に大鮮卑山を置くことは、結局のところ、五世紀中葉の北魏政権の認識であるに過ぎず、この方面が実際に拓跋部の発祥地であったことを証明するわけではない。呼倫貝爾盟文物管理站一九九七では、「石器時代、戦国時期和北魏時期」の文化層しか報告されておらず、この石室が拓跋部南遷以前の「祖宗之廟」であったことをむしろ否定する。近年では李志敏二〇〇二など中国においても嘎仙洞を拓跋部の発祥地とすることに對する疑義が呈されている。
- (19) 烏延部については、三上次男「猛安謀克戸の居住地について」(三上 一九七二、三五一～四一八頁)を見よ。
- (20) 梅原末治一九六〇。
- (21) 『後漢書』光武帝紀「(建武八年)秋、大水、…是歲大水」・明帝紀「(永平)十七年春正月、甘露降於甘陵、…是歲、甘露仍降」・和帝紀「(永元十五年)有司奏、以為夏至則微陰起、靡草死、可以決小事、…是歲、初令郡国以日北至案薄刑」・安帝紀「(永初二年)六月、京師及郡国四十大水、大風、雨雹、…(三年)是歲、京師及郡国四十一雨水雹」・「(延光元年)六月、…度人羌叛、攻殺羅城、度遼將軍耿夔討破之、…是歲、…度人羌(反)攻殺羅城、度遼將軍耿夔討破之」・靈帝紀「(中平元年)洛陽女子生兒、兩頭共身、…(二年)是歲、…洛陽民生兒、兩頭四臂、…(四年)六月、洛陽民生男、兩頭共身」。
- (22) 護烏桓校尉に関する專論としては、久保靖彦一九六三・船木勝馬一九七七・陳国燦一九七九・林幹一九八七・程尼娜二〇〇四がある。また、一九七一年に発見された内蒙古和林格爾縣漢墓の墓主は、西河郡治が離石に移転した永和五年(一四〇)以降に西河長史・行上郡属国都尉・繁陽縣令を経て、使持節護烏桓都尉に任ぜられている。墓葬中室東壁には甬城縣圖が描かれている。内蒙古文物考古研究所編一九七八参照。
- (23) 『後漢書』和帝紀「西域諸国、納質内附」・「冬十一月、西域蒙奇、兜勒二国遣使内附」・西域伝「西域内附日久、区区東望扣關者教矣」など西域諸国の「内附」は、「内附」それ自体が内徙を意味しないことを明示する。
- (24) 『後漢書』南匈奴列伝「(建武二十五年)南单于復遣使詣關、奉藩称臣、献国珍寶、求使者監護、遣侍子、修旧約」の「遣侍子」など南匈奴の事例は枚挙に暇がない。
- (25) 内田一九四三→一九七五。
- (26) 『統漢書』郡国志「遼東属国 故邯鄲、西部都尉、安帝時以為属国都尉、別領六城」。なお『後漢書』本紀では、安帝紀/建光元年(一一二)「(四月)甲戌、遼東属国都尉龐奮、承偽璽書殺玄菟太守姚光」に初見する。なお『統漢書』郡国志については、錢林書二〇〇七を参照。

- (27) 『統漢書』郡国志「広陽郡 高帝置、為燕国、昭帝更名為郡、世祖省并上谷、永(平)〔元〕八年復」・『後漢書』光武帝紀「建武十三年二月丙辰」省并西京十三国、広平属鉅鹿、真定属常山、河間属信都、城陽属琅邪、泗水属広陵、淄川属高密、膠東属北海、六安属廬江、広陽属上谷」・和帝紀「(永元八年九月) 庚子、復置広陽郡」。
- (28) 内田一九四三→一九七五。
- (29) なお『魏書』「漁陽烏丸大人欽志賁帥種人叛(鮮卑)還為寇害」の「鮮卑」を、馬長寿一九六二は「叛」の目的語として読み、塞外の烏桓が鮮卑に従属したものとするが、直後の「遼東太守祭彤募〔鮮卑〕殺志賁」が錯簡したものであろう。「叛」は自動詞として用いることが一般的である。
- (30) 『東觀漢記』祭彤伝「祭彤為遼東太守、彤之威声揚於北方、胡夷皆来内附、野無風塵、乃悉罷縁辺屯兵、及彤卒、烏桓・鮮卑追思無已、每朝京師、過彤冢拜謁、仰天号泣乃去」。
- (31) 『後漢紀』永元二年「阿修誅君子、於春秋之義所不当立、而烏丸・鮮卑新殺北单于、情莫不忿惡其讎、今而立之、則失意而懷怒矣」。
- (32) 『東觀漢記』安帝紀「三年、鴈門烏桓及鮮卑叛、戰九原高梁谷」。
- (33) 『後漢紀』永初三年「六月、烏桓寇代郡」。
- (34) 『漢後書』何熙伝「永初三年、南单于与烏丸俱反、以熙行車騎將軍征之、累有功、烏丸請降、单于復称臣如旧、会熙暴疾、卒」・『漢後書』については周天游一九八六を用いる。
- (35) 曹操の三郡烏丸平定の際の「首虜二十餘万」と比較すれば、「烏桓七十餘万口」は過大である。『通典』边防十一は「建康初、中郎將馬寔寔擊餘党、匈奴・烏桓十七餘萬口皆詣寔降」に作り、南匈奴伝の脱文・錯簡をうかがわせる。さらに『後漢書』南匈奴伝「(永元)二
- 年(九〇)、…是時南部連剋獲納降、党衆最盛、領戸三万四千、口二十三万七千三百、勝兵五万一百七十」とあることをも勘案すれば、「十七餘万口」のかなりの部分は南匈奴であろう。
- (36) 『東觀漢記』張奐伝「張奐、使匈奴中郎將、時休屠各及朔方烏桓並同反叛、遂燒度遼將軍門、引屯赤坑、煙火相望、兵衆大恐、各欲亡去、奐安坐帷中、与弟子誦書自若、軍士稍安」。
- (37) 吉本二〇〇九。
- (38) 上掲『後漢紀』建初二年の「烏桓兵」も西羌に関わり、同様に烏桓騎を指すものであろう。
- (39) 『晋書』匈奴伝「北狄以部落為類、其入居塞者有屠各種・鮮支種・寇頭種・烏譚種・赤勒種・捍蛭種・黑狼種・赤沙種・鬱鞞種・萎莎種・秃童種・勃蔑種・羌渠種・賀賴種・鍾鼓種・大樓種・雍屈種・真樹種・力羯種、凡十九種、皆有部落、不相雜錯、屠各最豪貴、故得為单于、統領諸種」。なお、『晋書』匈奴伝については内田「訳注晋書北狄匈奴伝」(内田一九七五、四〇七〜四一四頁)がある。また、羅福頤編一九八七は、漢印・「漢屠各率衆長」(二二四九)、魏印・「魏屠各率善邑長」(二四一六)・「魏屠各率善任長」(二四一七)・「魏屠各率善伯長」(二四一九)・「晋印・晋屠各率善任長」(二〇三七)・「三八」・「晋屠各率善伯長」(二〇三九)・「四一」を収録する。
- (40) 江畑一九九二が指摘するように、この「漢記」は『東觀漢記』を指すが、現存の佚文には、烏桓鮮卑列伝の存在を確認できない。
- (41) 『後漢紀』中平四年「初、發幽州烏桓以討敘州、故中山相張純請將之、不聽、使涿令公孫瓚、純忿不得將、因説故太山太守張舉曰、烏桓数被徵發、死亡略尽、今不堪命、皆願作乱、国家作事如此、漢祚衰亡之徵、天下反覆、率監子故、若英雄起、則莫能禦、吾今欲率烏桓奉

子為君、何如、拳曰、漢祚終訖、故当有代之者、吾安可以若是、純曰、王者網漏鹿走、則智多者得之、子勿憂也、遂共率鳥桓作乱、故人喜悅帰純、日十餘万。

(42) 「遼西属国」はここにしか見えない。「遼西・遼東属国」の誤であろう。

(43) 『後漢書』孝明八王列伝／陳敬王羨に猷帝初年の情况として「夫人姬妾多為丹陵兵鳥桓所略云」と見えるが、「丹陵兵鳥桓」は不詳である。

(44) 『後漢紀』初平四年「初、公瓚孫与劉虞有隙、虞懼其變、遣兵襲之、戒行人曰、無傷餘人、殺一伯珪而已、瓚放火烧虞營、虞兵悉還救火、虞懼、奔居庸、欲召鳥桓・鮮卑以自救、瓚引兵困之、生執虞而帰、是時朝廷遣使者殷訓增虞封邑、督六州事、以瓚為前將軍、封易侯、瓚誣虞欲称尊号、魯訓誅之。」

(45) 『三国志』劉虞伝「虞從事漁陽鮮于輔・齊周・騎都尉鮮于銀等、率州兵報瓚、以燕国閻柔素有恩信、共推柔為烏丸司馬、柔招誘烏丸・鮮卑、得胡・漢數万人、与瓚所置漁陽太守鄒丹戰于潞北、大破之、斬丹、袁紹又遣麴義及虞子和、將兵与輔合擊瓚」には峭王のことが見えない。

(46) 『後漢紀』初平四年「於是虞故吏漁陽鮮于輔率其州人及三郡鳥桓・鮮卑、与瓚所置漁陽太守鄒丹戰於〔潞〕北、大破之、斬丹、既而持其衆、奉王命、帝嘉焉。」

(47) この時期の「濊貊」が高句麗を指すことは、吉本二〇〇九参照。

(48) 『後漢紀』初平四年「疇北帰、率拳宗族、他附從者亦數百人、掃地而盟曰、君仇不報、吾不可以立世、遂入徐無山、營深險平曠地而居、躬耕以養父母、百姓婦之、數年間至五千餘家、疇謂其父老曰、諸君不以疇不肖、遠來相就、衆成都邑、而莫相統一、恐非久安之道、願扱賢良長者、以為之主、皆曰、善、僉共推疇、疇曰、今來在此、〔非〕

苟存而已、將凶大事、復讎雪恥、竊恐未得其志、而輕薄之徒自相侵侮、愉快一時、無深計遠慮、疇有愚計、若君行之可乎、皆曰、可、乃為約束相殺傷〔犯〕〔把〕盜争訟之法、法重至死、其次抵罪、二十餘条、又制為婚姻嫁娶之礼、興學校講授之業、班行其衆、衆皆便之、道不拾遺、北辺翕然服其威信、鳥桓・鮮卑並各遣属通好、疇悉撫納、令不得為寇、袁紹數遣使命、又即授將軍印綬、皆距而不當之。」

(49) 『英雄記』「承制詔遼東属国率衆王領下烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維」の「領下」を中華書局本は遼東属国率衆王の名と解するが、(一)の「蘇僕延」とは懸隔が甚しい。「領下」は動詞であり、袁紹の詔を下達することを意味する。

(50) 『後漢書』公孫瓚伝「鮮于輔將其衆帰曹操、操以輔為度遼將軍、封都亭侯、閻柔將部曲曹操擊鳥桓、拜護鳥桓校尉、封関内侯。」

(51) なお後掲の『三国志』武帝紀「代郡・上谷烏丸無臣氏等」・鮮卑伝「代郡烏丸能臣氏」を船木一九八九はこの右北平単于能臣氏と同一人物とする。

(52) 『後漢書』袁譚伝「康、遼東人、父度、初避吏為玄菟小吏、稍仕、中平元年、還為本郡守、在職敢殺伐、郡中名豪与己夙無恩者、遂誅滅百餘家、因東擊高句驪、西攻鳥桓、威行海畔。」

(53) 嚴耕望一九四八。

(54) 孫守道一九六〇。

(55) 曾庸一九六一。

(56) 鄭君雷一九九九。

(57) 田耘一九八四。田村一九八七は曾庸説の有効性を認めつつも田耘説を支持する。白杵二〇〇四は、西团山文化・泡子沿類型を前漢・後漢の夫餘に比定した上で、前漢後期の西岔溝文化は漢書二期文化の

系統として夫餘説を否定する。

(58) 米文平一九九九は黒龍江省泰来縣平洋墓群を烏桓に比定するが、烏桓山を大興安嶺北麓に比定する説と連動するものであり、支持できない。

【附記】川本芳昭「三国志段階における烏丸・鮮卑について―交流と麥容の観点から見た」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五一・東潮編『共同研究』「三国志」魏書東夷伝の国際環境、六三〇―八二頁、二〇〇九)は、烏桓・鮮卑に関わる包括的な展望を提示している。また東潮「『三国志』東夷伝の文化環境」(同上、七〇―六二頁)は、遼寧西豊西岔溝墓群を夫餘の遺跡として論じている。

引用文献

日文(五十音順)

白杵勲二〇〇四『鉄器時代の東北アジア』、同成社。
 内田吟風一九四三―一九七五「烏桓鮮卑の源流と初期社会構成―古代北アジア遊牧民族の生活―」、『北アジア史研究鮮卑柔然突厥篇』、同朋舎、一〇―九四頁。「烏桓族に関する研究」一九四三を改訂。
 一九七五『北アジア史研究匈奴篇』、同朋舎。
 梅原末治一九六〇『蒙古ノイン・ウラ発見の遺物』、東洋文庫。
 江畑武一九九二『魏志』卷三〇烏丸鮮卑・東夷伝の序文について、『阪南論集』人文・自然科学編二八・一、五一―五三頁。
 河内良弘一九七一「烏桓・鮮卑伝」、『騎馬民族史―正史北狄伝』、平凡社、一五三―二二四頁。

久保靖彦一九六三「後漢初期の烏桓について―護烏桓校尉に関する一考察

―」、『史苑』二四・一、一八―三四頁。

沢田勲二〇〇五「古代中国王朝における東北政策について―後漢・魏王朝時代を中心として―」、『金沢星稜大学経済研究所年報』二五、七九―八八頁。

白鳥庫吉一九二〇(一三)「東胡民族考」、『塞外民族史研究』上、岩波書店、一九八六、六三―三二〇頁。

田村晃二一九八七「新夫餘考」、『青山考古』一九八七・三、一二九―一四〇頁。

船木勝馬一九七七「烏桓校尉・匈奴中郎将をめぐる諸問題」、『江上波夫教授古稀記念論集歴史篇』、山川出版社、一〇五―一二四頁。

光社。――一九八九「古代遊牧騎馬民の国―草原から中原へ―」、誠文堂新光社。

三上次男一九七二『金代女真社会の研究』、中央公論美術出版社。
 吉本道雅二〇〇九「濊貊考」、『京都大学文学部研究紀要』四八、一―五三頁。

中文(拼音順)
 陳国燦一九七九「魏晋間的烏丸与“護烏丸校尉”」、『魏晋南北朝隋唐史資料』一、二八―二二頁。

成永娜二〇〇八「略論烏桓与中原王朝的關係」、『煙台大学学报(哲学社会科学版)』二二・四、九三―一〇〇頁。

程尼娜二〇〇五「護烏桓校尉府探析」、『黒龍江民族叢刊』二〇〇四・五、五三―五七頁。

方北辰二〇〇五「三郡烏丸考」、『西南交通大学学报(社会科学版)』六・四、一四―一七頁。

呼倫貝爾盟文物管理站一九九七「鄂倫春自治旗嘎仙洞遺址一九八〇年清理

- 簡報》、『內蒙古文物考古文集』二、四四四～四五二頁。
- 李志敏二〇〇二「嘎仙洞的發現與拓跋魏發祥地問題」、《中國史研究》二〇〇二·一、五九～六九頁。
- 林幹一九八七「兩漢時期“護烏桓校尉”略考」、林幹·再思一九九五、五八～七〇頁。
- 一九八七『東胡史』、內蒙古人民出版社。
- 林幹·再思一九九五『東胡烏桓鮮卑研究與附論』、內蒙古大學出版社。
- 羅福頤編一九八七『秦漢魏晉南北朝官印徵存』、文物出版社。
- 馬長壽一九六二『烏桓與鮮卑』、廣西師範大學出版社、二〇〇六。
- 米文平一九八二「鮮卑石室的發現與初步研究」、米文平二〇〇〇、二九～三六頁。
- 一九九八「烏丸國、烏丸水與烏丸山考」、米文平二〇〇〇、二二七～二三五頁。
- 一九九九「平洋墓葬為烏丸遺迹論」、米文平二〇〇〇、二三六～二四五頁。
- 二〇〇〇『鮮卑史研究』、中州古籍出版社。
- 內蒙古文物考古研究所編一九七八『和林格爾漢墓』、文物出版社。
- 錢林書二〇〇七『統漢書郡國志滙釋』、安徽教育出版社。
- 孫守道一九六〇「匈奴西岔溝文化」古墓葬的發現、《文物》一九六〇·八·九、二二～三五頁。
- 孫危二〇〇七『鮮卑考古學文化研究』、科學出版社。
- 田耘一九八四「西岔溝古墓群族屬問題淺析」、《黑龍江文物叢刊》一九八四·一、二九～三四頁。
- 魏堅編二〇〇四『內蒙古地區鮮卑墓葬的發現與研究』、科學出版社。
- 吳樹平一九八七『東觀漢記校注』、中州古籍出版社。
- 嚴耕望一九四八『兩漢太守刺史表』、商務印書館。
- 曾庸一九六一「遼寧西豐西岔溝古墓群為烏桓文化遺迹論」、《考古》一九六一·六、三三四～三三六頁。
- 張博泉一九八四「烏桓的起源地與赤山」、張博泉一九九三、四四～五一頁。
- 一九九三『鮮卑新論女真新論』、吉林文史出版社。
- 張修桂·賴青壽二〇〇一『遼史地理志滙釋』、安徽教育出版社。
- 鄭君雷一九九九「烏桓遺存的新線索」、《文物春秋》一九九九·二、九～一二頁。
- 周天游一九八六『八家後漢書輯注』、上海古籍出版社。